

原安防発 第 14 号  
2023 年 8 月 7 日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

関西電力株式会社  
原子力事業本部  
原子力安全・技術部門統括  
伊 阪 啓

高浜発電所原子力事業者防災業務計画のうち、高浜 2 号機への新基準炉 EAL 区分適用開始に係る連絡について

高浜発電所原子力事業者防災業務計画（2022 年 6 月 24 日届出）につきまして、2023 年 8 月 2 日より高浜 2 号機への新基準炉 EAL 区分の適用を開始しましたのでご連絡申し上げます。

本連絡内容につきましては、次回の原子力事業者防災業務計画修正の際に反映いたします。

以 上

添付資料

1. 高浜発電所原子力事業者防災業務計画への反映箇所（別表 3-1-22：原災法に基づく通報基準および EAL を判断する基準の解釈 新旧比較表）

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

別表 3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (1/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	1, 3, 4号機 2号機																														
放射線量・放射性物質放出	AL SE 01	<p>&lt;敷地境界付近の放射線量の上昇&gt;                      1. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクログラム/時以上を検出すること。                      ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。                      (1) 以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合(5マイクログラム/時以上となつていない原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。)                      ・格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋排気筒ガスモニタ                      ・格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) *                      ・使用済燃料ピット区域エリアモニタ                      (2) 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>2. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて5マイクログラム/時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1マイクログラム/時以上が検出されるときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、5マイクログラム/時以上のものでなつていないとき。                      ただし、1マイクログラム/時以上が検出されるときは、上記1(1)又は(2)に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。                      このとき、1(1)の「5マイクログラム/時」は、「1マイクログラム/時」に読み替える。</p> <p>* 照射済燃料が全て格納容器外へ搬出されている場合には、「格納容器内高レンジエリアモニタの指示値に異常が認められない」の代わりに、「格納容器内に照射済燃料なし」と報告する。</p>	<p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等【<b>本基準</b>は、原災法第10条に規定されたものである。】  <b>【解説】</b>                      (1) 原災法第11条第1項の規定により設置された下記放射線測定設備で、5マイクログラム/時以上(1地点)が検出されたとき。                      ・No. 2、5モニタポスト、モニタステーション                      ただし、下記の排気筒モニタおよび指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合(5マイクログラム/時以上となつていない原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。)は、検出されなかったものとみなす。</p> <table border="1" data-bbox="638 1365 845 1638"> <tr> <th>モニタの種類</th> <th>1u</th> <th>2u</th> <th>3u</th> <th>4u</th> </tr> <tr> <td>格納容器排気筒ガスモニタ</td> <td>1R-24</td> <td>2R-24</td> <td>3R-21</td> <td>4R-21</td> </tr> <tr> <td>補助建屋排気筒ガスモニタ</td> <td>1R-14</td> <td>2R-14</td> <td>3R-26</td> <td>4R-26</td> </tr> <tr> <td>格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)</td> <td>1R-91A or</td> <td>2R-91A or</td> <td>3R-91A or</td> <td>4R-91A or</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット区域エリアモニタ</td> <td>1R-92A</td> <td>2R-92A</td> <td>3R-92A</td> <td>4R-92A</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1R-5</td> <td>2R-5</td> <td>3R-5</td> <td>4R-5</td> </tr> </table> <p>(2) 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備で、1マイクログラム/時以上(1地点)が検出された場合かつ中性子線サーベイメータによる測定中性子線の放射線量の合計が5マイクログラム/時以上検出されたとき。</p>	モニタの種類	1u	2u	3u	4u	格納容器排気筒ガスモニタ	1R-24	2R-24	3R-21	4R-21	補助建屋排気筒ガスモニタ	1R-14	2R-14	3R-26	4R-26	格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	1R-91A or	2R-91A or	3R-91A or	4R-91A or	使用済燃料ピット区域エリアモニタ	1R-92A	2R-92A	3R-92A	4R-92A		1R-5	2R-5	3R-5	4R-5	○ ○ ○
モニタの種類	1u	2u	3u	4u																														
格納容器排気筒ガスモニタ	1R-24	2R-24	3R-21	4R-21																														
補助建屋排気筒ガスモニタ	1R-14	2R-14	3R-26	4R-26																														
格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	1R-91A or	2R-91A or	3R-91A or	4R-91A or																														
使用済燃料ピット区域エリアモニタ	1R-92A	2R-92A	3R-92A	4R-92A																														
	1R-5	2R-5	3R-5	4R-5																														
放射線量・放射性物質放出	AL SE 01	<p>&lt;敷地境界付近の放射線量の上昇&gt;                      1. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクログラム/時以上を検出すること。                      ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。                      (1) 以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合(5マイクログラム/時以上となつていない原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。)                      ・格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋排気筒ガスモニタ                      ・格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) *                      ・使用済燃料ピット区域エリアモニタ                      (2) 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>2. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて5マイクログラム/時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1マイクログラム/時以上が検出されるときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、5マイクログラム/時以上のものでなつていないとき。                      ただし、1マイクログラム/時以上が検出されるときは、上記1(1)又は(2)に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。                      このとき、1(1)の「5マイクログラム/時」は、「1マイクログラム/時」に読み替える。</p> <p>* 照射済燃料が全て格納容器外へ搬出されている場合には、「格納容器内高レンジエリアモニタの指示値に異常が認められない」の代わりに、「格納容器内に照射済燃料なし」と報告する。</p>	<p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説【<b>本基準</b>は、原災法第10条に規定されたものである。】  <b>【解説】</b>                      (1) 原災法第11条第1項の規定により設置された下記放射線測定設備で、5マイクログラム/時以上(1地点)が検出されたとき。                      ・No. 2、5モニタポスト、モニタステーション                      ただし、下記の排気筒モニタおよび指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合(5マイクログラム/時以上となつていない原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。)は、検出されなかったものとみなす。</p> <table border="1" data-bbox="1795 1365 2003 1638"> <tr> <th>モニタの種類</th> <th>1u</th> <th>2u</th> <th>3u</th> <th>4u</th> </tr> <tr> <td>格納容器排気筒ガスモニタ</td> <td>1R-24</td> <td>2R-24</td> <td>3R-21</td> <td>4R-21</td> </tr> <tr> <td>補助建屋排気筒ガスモニタ</td> <td>1R-14</td> <td>2R-14</td> <td>3R-26</td> <td>4R-26</td> </tr> <tr> <td>格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)</td> <td>1R-91A or</td> <td>2R-91A or</td> <td>3R-91A or</td> <td>4R-91A or</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット区域エリアモニタ</td> <td>1R-92A</td> <td>2R-92A</td> <td>3R-92A</td> <td>4R-92A</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1R-5</td> <td>2R-5</td> <td>3R-5</td> <td>4R-5</td> </tr> </table> <p>(2) 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備で、1マイクログラム/時以上(1地点)が検出された場合かつ中性子線サーベイメータによる測定中性子線の放射線量の合計が5マイクログラム/時以上検出されたとき。</p>	モニタの種類	1u	2u	3u	4u	格納容器排気筒ガスモニタ	1R-24	2R-24	3R-21	4R-21	補助建屋排気筒ガスモニタ	1R-14	2R-14	3R-26	4R-26	格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	1R-91A or	2R-91A or	3R-91A or	4R-91A or	使用済燃料ピット区域エリアモニタ	1R-92A	2R-92A	3R-92A	4R-92A		1R-5	2R-5	3R-5	4R-5	○ ○ ○
モニタの種類	1u	2u	3u	4u																														
格納容器排気筒ガスモニタ	1R-24	2R-24	3R-21	4R-21																														
補助建屋排気筒ガスモニタ	1R-14	2R-14	3R-26	4R-26																														
格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	1R-91A or	2R-91A or	3R-91A or	4R-91A or																														
使用済燃料ピット区域エリアモニタ	1R-92A	2R-92A	3R-92A	4R-92A																														
	1R-5	2R-5	3R-5	4R-5																														

高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。

高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により旧基準炉 EAL の表が不要となり削除したため、表番号を修正。

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

旧		新		説明												
別表 3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (2/39)	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>放射線量・放射性物質放出</td> <td>GE 01</td> <td>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象                      &lt;敷地境界付近の放射線量の上昇&gt;                      原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクログラムシールド/時以上の放射線量が検出されたときであつて、放射線量が2地点以上において又は1地点において10分以上継続して検出された場合に限る。                      ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。</td> <td>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説  <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b>                      本基準は、原災法第15条に規定されたものである。  <b>【解説】</b>                      (1) 原災法第11条第1項の規定により設置された下記放射線測定設備で、5マイクログラムシールド/時以上が2地点以上で検出されたとき。                      ・No. 2、5モニタポスト、モニタステーション                      (2) 放射線測定設備No. 2、5モニタポスト、モニタステーションで、5マイクログラムシールド/時以上が1地点で10分以上継続して検出されたとき。</td> <td>1,3,4号機 2号機<sup>*1</sup></td> </tr> </table>	区分	放射線量・放射性物質放出	GE 01	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象 <敷地境界付近の放射線量の上昇> 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクログラムシールド/時以上の放射線量が検出されたときであつて、放射線量が2地点以上において又は1地点において10分以上継続して検出された場合に限る。 ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b> 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。 <b>【解説】</b> (1) 原災法第11条第1項の規定により設置された下記放射線測定設備で、5マイクログラムシールド/時以上が2地点以上で検出されたとき。 ・No. 2、5モニタポスト、モニタステーション (2) 放射線測定設備No. 2、5モニタポスト、モニタステーションで、5マイクログラムシールド/時以上が1地点で10分以上継続して検出されたとき。	1,3,4号機 2号機 <sup>*1</sup>	別表 3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (2/37)	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>放射線量・放射性物質放出</td> <td>GE 01</td> <td>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象                      &lt;敷地境界付近の放射線量の上昇&gt;                      原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクログラムシールド/時以上の放射線量が検出されたときであつて、放射線量が2地点以上において又は1地点において10分以上継続して検出された場合に限る。                      ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。</td> <td>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説  <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b>                      本基準は、原災法第15条に規定されたものである。  <b>【解説】</b>                      (1) 原災法第11条第1項の規定により設置された下記放射線測定設備で、5マイクログラムシールド/時以上が2地点以上で検出されたとき。                      ・No. 2、5モニタポスト、モニタステーション                      (2) 放射線測定設備No. 2、5モニタポスト、モニタステーションで、5マイクログラムシールド/時以上が1地点で10分以上継続して検出されたとき。</td> <td></td> </tr> </table>	区分	放射線量・放射性物質放出	GE 01	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象 <敷地境界付近の放射線量の上昇> 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクログラムシールド/時以上の放射線量が検出されたときであつて、放射線量が2地点以上において又は1地点において10分以上継続して検出された場合に限る。 ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b> 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。 <b>【解説】</b> (1) 原災法第11条第1項の規定により設置された下記放射線測定設備で、5マイクログラムシールド/時以上が2地点以上で検出されたとき。 ・No. 2、5モニタポスト、モニタステーション (2) 放射線測定設備No. 2、5モニタポスト、モニタステーションで、5マイクログラムシールド/時以上が1地点で10分以上継続して検出されたとき。		<p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。</p> <p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により旧基準炉EALの表が不要となり削除したため、表番号を修正。</p>
区分	放射線量・放射性物質放出	GE 01	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象 <敷地境界付近の放射線量の上昇> 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクログラムシールド/時以上の放射線量が検出されたときであつて、放射線量が2地点以上において又は1地点において10分以上継続して検出された場合に限る。 ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b> 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。 <b>【解説】</b> (1) 原災法第11条第1項の規定により設置された下記放射線測定設備で、5マイクログラムシールド/時以上が2地点以上で検出されたとき。 ・No. 2、5モニタポスト、モニタステーション (2) 放射線測定設備No. 2、5モニタポスト、モニタステーションで、5マイクログラムシールド/時以上が1地点で10分以上継続して検出されたとき。	1,3,4号機 2号機 <sup>*1</sup>											
区分	放射線量・放射性物質放出	GE 01	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象 <敷地境界付近の放射線量の上昇> 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクログラムシールド/時以上の放射線量が検出されたときであつて、放射線量が2地点以上において又は1地点において10分以上継続して検出された場合に限る。 ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b> 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。 <b>【解説】</b> (1) 原災法第11条第1項の規定により設置された下記放射線測定設備で、5マイクログラムシールド/時以上が2地点以上で検出されたとき。 ・No. 2、5モニタポスト、モニタステーション (2) 放射線測定設備No. 2、5モニタポスト、モニタステーションで、5マイクログラムシールド/時以上が1地点で10分以上継続して検出されたとき。												

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

別表 3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (3/39)

旧		新		説明																							
区分	放射線量・放射性物質放出	放射線量・放射性物質放出																									
事象番号	AL	AL																									
事象番号	SE 02	SE 02																									
事象番号	GE 02	GE 02																									
原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象	<p>＜通常放出経路での気体放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクログラムベクレルに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)</p>	<p>＜通常放出経路での気体放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクログラムベクレルに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)</p>																									
原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたものである。 【解説】 「放射能水準が1時間当たり5マイクログラムベクレルに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、各排気筒モニタにて測定される計数率が以下の値以上の場合をいう。(10分間以上継続して検出する) ○放射性物質の通常経路での放出に係る通報基準 (5マイクログラムベクレル/時相当換算値) 単位：c p m</p> <table border="1"> <tr> <td>1 u</td> <td>2 u</td> <td>3 u</td> <td>4 u</td> </tr> <tr> <td>4E+06</td> <td>4E+06</td> <td>1E+06</td> <td>1E+06</td> </tr> <tr> <td>3E+06</td> <td>3E+06</td> <td>1E+06</td> <td>1E+06</td> </tr> </table> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。 【解説】 GE02は、SE02と同じ基準である。このため、判断および発生の報告の取扱いは、SE02に準ずる。</p>	1 u	2 u	3 u	4 u	4E+06	4E+06	1E+06	1E+06	3E+06	3E+06	1E+06	1E+06	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたものである。 【解説】 「放射能水準が1時間当たり5マイクログラムベクレルに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、各排気筒モニタにて測定される計数率が以下の値以上の場合をいう。(10分間以上継続して検出する) ○放射性物質の通常経路での放出に係る通報基準 (5マイクログラムベクレル/時相当換算値) 単位：c p m</p> <table border="1"> <tr> <td>1 u</td> <td>2 u</td> <td>3 u</td> <td>4 u</td> </tr> <tr> <td>4E+06</td> <td>4E+06</td> <td>1E+06</td> <td>1E+06</td> </tr> <tr> <td>3E+06</td> <td>3E+06</td> <td>1E+06</td> <td>1E+06</td> </tr> </table> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。 【解説】 GE02は、SE02と同じ基準である。このため、判断および発生の報告の取扱いは、SE02に準ずる。</p>	1 u	2 u	3 u	4 u	4E+06	4E+06	1E+06	1E+06	3E+06	3E+06	1E+06	1E+06	<p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</p>
1 u	2 u	3 u	4 u																								
4E+06	4E+06	1E+06	1E+06																								
3E+06	3E+06	1E+06	1E+06																								
1 u	2 u	3 u	4 u																								
4E+06	4E+06	1E+06	1E+06																								
3E+06	3E+06	1E+06	1E+06																								
1, 3, 4号機	○	○																									
2号機	○			高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。																							

高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。

高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により旧基準炉EALの表が不要となり削除したため、表番号を修正。

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

別表 3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (4/39)

旧		新		説明																															
区分	放射線量・放射性物質放出	放射線量・放射性物質放出																																	
事象番号	AL SE 03	AL SE 03																																	
原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	<p>＜通常放出経路での液体放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等のための施設(排気筒、排水口その他これらに類する場所)において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクログラムシベールに相当するものとして通報事項等規則第5条第1項で定める基準に相当するものとして通報事項等規則第5条第1項で定められたとき。</p> <p>ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)</p>	<p>＜通常放出経路での液体放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等のための施設(排気筒、排水口その他これらに類する場所)において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクログラムシベールに相当するものとして通報事項等規則第5条第1項で定める基準に相当するものとして通報事項等規則第5条第1項で定められたとき。</p> <p>ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)</p>																																	
原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたものである。 【解説】 「放射能水準が1時間当たり5マイクログラムシベールに相当するものとして通報事項等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、放水口モニタにて測定される計数率が以下の値以上の場合をいう。(10分間以上継続して検出する) ○放射性物質の通常経路での放出に係る通報基準 (5マイクログラムシベール/時相当換算値) 単位：c p m</p> <table border="1"> <tr> <td>1 u</td> <td>2 u</td> <td>3 u</td> <td>4 u</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">放水口モニタ</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">5E+04</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">5E+03</td> </tr> </table>	1 u	2 u	3 u	4 u	放水口モニタ				5E+04				5E+03				<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたものである。 【解説】 「放射能水準が1時間当たり5マイクログラムシベールに相当するものとして通報事項等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、放水口モニタにて測定される計数率が以下の値以上の場合をいう。(10分間以上継続して検出する) ○放射性物質の通常経路での放出に係る通報基準 (5マイクログラムシベール/時相当換算値) 単位：c p m</p> <table border="1"> <tr> <td>1 u</td> <td>2 u</td> <td>3 u</td> <td>4 u</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">放水口モニタ</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">5E+04</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">5E+03</td> </tr> </table>	1 u	2 u	3 u	4 u	放水口モニタ				5E+04				5E+03				<p>1, 3, 4 号機</p> <p>2 号機</p>
1 u	2 u	3 u	4 u																																
放水口モニタ																																			
5E+04																																			
5E+03																																			
1 u	2 u	3 u	4 u																																
放水口モニタ																																			
5E+04																																			
5E+03																																			
原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたものである。 【解説】 「放射能水準が1時間当たり5マイクログラムシベールに相当するものとして通報事項等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、放水口モニタにて測定される計数率が以下の値以上の場合をいう。(10分間以上継続して検出する) ○放射性物質の通常経路での放出に係る通報基準 (5マイクログラムシベール/時相当換算値) 単位：c p m</p> <table border="1"> <tr> <td>1 u</td> <td>2 u</td> <td>3 u</td> <td>4 u</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">放水口モニタ</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">5E+04</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">5E+03</td> </tr> </table>	1 u	2 u	3 u	4 u	放水口モニタ				5E+04				5E+03				<p>1, 3, 4 号機</p> <p>2 号機</p>	<p>高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。</p> <p>高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により旧基準炉 EAL の表が不要となり削除したため、表番号を修正。</p>																
1 u	2 u	3 u	4 u																																
放水口モニタ																																			
5E+04																																			
5E+03																																			

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

旧		新		説明																																														
別表 3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (5/39)	別表 3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (5/37)																																																	
放射線量・放射性物質放出	放射線量・放射性物質放出	放射線量・放射性物質放出	放射線量・放射性物質放出	高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。																																														
<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>事象番号</td> <td>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</td> <td>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</td> <td>1, 3, 4 号機</td> <td>2 号機<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>AL</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>SE</td> <td>04</td> <td>                     &lt;火災爆発等による管理区域外での放射線の放出&gt;                      原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)以外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。                      イ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量(10分間以上継続して検出する)                 </td> <td>                     【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      本基準は、原災法第10条に規定されたものである。                      【解説】                      火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射線量が1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合をいう。(10分間以上継続して検出する)                      なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。                 </td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>GE</td> <td>04</td> <td>                     &lt;火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出&gt;                      原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)以外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。                      イ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量(10分間以上継続して検出する)                 </td> <td>                     【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      本基準は、原災法第15条に規定されたものである。                      【解説】                      火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射線量が1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合をいう。(10分間以上継続して検出する)                      なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。                 </td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	1, 3, 4 号機	2 号機 <sup>※1</sup>	AL	-	-	-	-	-	SE	04	<火災爆発等による管理区域外での放射線の放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)以外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。 イ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量(10分間以上継続して検出する)	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたものである。 【解説】 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射線量が1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合をいう。(10分間以上継続して検出する) なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○	○	GE	04	<火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)以外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。 イ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量(10分間以上継続して検出する)	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。 【解説】 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射線量が1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合をいう。(10分間以上継続して検出する) なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○	○	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>事象番号</td> <td>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</td> <td>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</td> <td>1, 3, 4 号機</td> <td>2 号機<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>AL</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>SE</td> <td>04</td> <td>                     &lt;火災爆発等による管理区域外での放射線の放出&gt;                      原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)以外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。                      イ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量(10分間以上継続して検出する)                 </td> <td>                     【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      本基準は、原災法第10条に規定されたものである。                      【解説】                      火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射線量が1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合をいう。(10分間以上継続して検出する)                      なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。                 </td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>GE</td> <td>04</td> <td>                     &lt;火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出&gt;                      原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)以外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。                      イ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量(10分間以上継続して検出する)                 </td> <td>                     【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      本基準は、原災法第15条に規定されたものである。                      【解説】                      火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射線量が1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合をいう。(10分間以上継続して検出する)                      なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。                 </td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	1, 3, 4 号機	2 号機 <sup>※1</sup>	AL	-	-	-	-	-	SE	04	<火災爆発等による管理区域外での放射線の放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)以外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。 イ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量(10分間以上継続して検出する)	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたものである。 【解説】 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射線量が1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合をいう。(10分間以上継続して検出する) なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○	○	GE	04	<火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)以外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。 イ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量(10分間以上継続して検出する)	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。 【解説】 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射線量が1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合をいう。(10分間以上継続して検出する) なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○	○	高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により旧基準炉 EAL の表が不要となり削除したため、表番号を修正。
区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	1, 3, 4 号機	2 号機 <sup>※1</sup>																																													
AL	-	-	-	-	-																																													
SE	04	<火災爆発等による管理区域外での放射線の放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)以外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。 イ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量(10分間以上継続して検出する)	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたものである。 【解説】 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射線量が1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合をいう。(10分間以上継続して検出する) なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○	○																																													
GE	04	<火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)以外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。 イ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量(10分間以上継続して検出する)	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。 【解説】 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射線量が1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合をいう。(10分間以上継続して検出する) なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○	○																																													
区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	1, 3, 4 号機	2 号機 <sup>※1</sup>																																													
AL	-	-	-	-	-																																													
SE	04	<火災爆発等による管理区域外での放射線の放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)以外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。 イ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量(10分間以上継続して検出する)	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたものである。 【解説】 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射線量が1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合をいう。(10分間以上継続して検出する) なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○	○																																													
GE	04	<火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)以外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。 イ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量(10分間以上継続して検出する)	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。 【解説】 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射線量が1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合をいう。(10分間以上継続して検出する) なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○	○																																													



高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

		旧	新	説明				
<p>別表 3-1-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (7/39)</p>								
区分	放射線量・放射性物質放出	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説					
事象番号	AL	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象					
	SE	<p>&lt;施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ&gt;                      原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生が顕著な状態にあること。</p>	<p>&lt;施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ&gt;                      原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生が顕著な状態にあること。</p>	<table border="1"> <tr> <td>1, 3, 4 号機</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 号機<sup>*1</sup></td> <td>○</td> </tr> </table>	1, 3, 4 号機	○	2 号機 <sup>*1</sup>	○
1, 3, 4 号機	○							
2 号機 <sup>*1</sup>	○							
	GE	<p>&lt;施設内(原子炉外) での臨界事故&gt;                      原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。</p>	<p>&lt;施設内(原子炉外) での臨界事故&gt;                      原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。</p>	○				
<p>別表 3-1-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (7/37)</p>								
区分	放射線量・放射性物質放出	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説					
事象番号	AL	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象					
	SE	<p>&lt;施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ&gt;                      原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生が顕著な状態にあること。</p>	<p>&lt;施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ&gt;                      原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生が顕著な状態にあること。</p>					
	GE	<p>&lt;施設内(原子炉外) での臨界事故&gt;                      原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。</p>	<p>&lt;施設内(原子炉外) での臨界事故&gt;                      原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。</p>					
<p>高浜 2 号機への新基準炉 EAL 区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。</p>								
<p>高浜 2 号機への新基準炉 EAL 区分適用により旧基準炉 EAL の表が不要となり削除したため、表番号を修正。</p>								

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

別表 3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (8/39)

区分	旧	新	説明
<p>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</p> <p>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</p> <p>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</p> <p>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</p>	<p>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</p> <p>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</p> <p>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</p> <p>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</p>	<p>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</p> <p>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</p> <p>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</p> <p>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</p>	<p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。</p> <p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により旧基準炉EALの表が不要となり削除したため、表番号を修正。</p>

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象
止める	AL 11	<p>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</p> <p>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</p> <p>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</p> <p>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</p>

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象
止める	AL 11	<p>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</p> <p>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</p> <p>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</p> <p>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</p>

高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。

高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により旧基準炉EALの表が不要となり削除したため、表番号を修正。

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

旧		新		説明																												
<p>別表 3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (9/39)</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>事象番号</td> <td>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</td> <td>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</td> <td>1, 3, 4号機 2号機*</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SE</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>止める</td> <td> <p>＜すべての原子炉停止操作の失敗＞ 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> </td> <td> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、原子炉の冷却はなされたものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入による停止操作並びにA.T.W.S緩和设备及びびりょう酸注入機能を有する設備による停止操作によっても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。 【解説】 運転モード1、2において、原子炉トリップが必要な場合に、中央制御室からの原子炉停止失敗に加え、以下のいずれの原子炉停止操作によっても原子炉出力(中性子束)が定格出力の5%以上または中間領域中性子束起動率が正のとき、またはそれらの状態ではないことが確認できないとき。 ① MGセット電源断(現場でのしや断器開放) ② 現場での原子炉トリップしや断器開放 ③ A.T.W.S緩和设备およびりょう酸注入</p> </td> <td>○</td> </tr> </table>	区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	1, 3, 4号機 2号機*		SE	—	—	—		止める	<p>＜すべての原子炉停止操作の失敗＞ 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、原子炉の冷却はなされたものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入による停止操作並びにA.T.W.S緩和设备及びびりょう酸注入機能を有する設備による停止操作によっても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。 【解説】 運転モード1、2において、原子炉トリップが必要な場合に、中央制御室からの原子炉停止失敗に加え、以下のいずれの原子炉停止操作によっても原子炉出力(中性子束)が定格出力の5%以上または中間領域中性子束起動率が正のとき、またはそれらの状態ではないことが確認できないとき。 ① MGセット電源断(現場でのしや断器開放) ② 現場での原子炉トリップしや断器開放 ③ A.T.W.S緩和设备およびりょう酸注入</p>	○	<p>別表 3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (9/37)</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>事象番号</td> <td>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</td> <td>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>SE</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>止める</td> <td> <p>＜すべての原子炉停止操作の失敗＞ 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> </td> <td> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、原子炉の冷却はなされたものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入による停止操作並びにA.T.W.S緩和设备及びびりょう酸注入機能を有する設備による停止操作によっても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。 【解説】 運転モード1、2において、原子炉トリップが必要な場合に、中央制御室からの原子炉停止失敗に加え、以下のいずれの原子炉停止操作によっても原子炉出力(中性子束)が定格出力の5%以上または中間領域中性子束起動率が正のとき、またはそれらの状態ではないことが確認できないとき。 ① MGセット電源断(現場でのしや断器開放) ② 現場での原子炉トリップしや断器開放 ③ A.T.W.S緩和设备およびりょう酸注入</p> </td> <td></td> </tr> </table>	区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説			SE	—	—			止める	<p>＜すべての原子炉停止操作の失敗＞ 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、原子炉の冷却はなされたものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入による停止操作並びにA.T.W.S緩和设备及びびりょう酸注入機能を有する設備による停止操作によっても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。 【解説】 運転モード1、2において、原子炉トリップが必要な場合に、中央制御室からの原子炉停止失敗に加え、以下のいずれの原子炉停止操作によっても原子炉出力(中性子束)が定格出力の5%以上または中間領域中性子束起動率が正のとき、またはそれらの状態ではないことが確認できないとき。 ① MGセット電源断(現場でのしや断器開放) ② 現場での原子炉トリップしや断器開放 ③ A.T.W.S緩和设备およびりょう酸注入</p>		<p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。</p> <p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により旧基準炉EALの表が不要となり削除したため、表番号を修正。</p>
区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	1, 3, 4号機 2号機*																												
	SE	—	—	—																												
	止める	<p>＜すべての原子炉停止操作の失敗＞ 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、原子炉の冷却はなされたものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入による停止操作並びにA.T.W.S緩和设备及びびりょう酸注入機能を有する設備による停止操作によっても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。 【解説】 運転モード1、2において、原子炉トリップが必要な場合に、中央制御室からの原子炉停止失敗に加え、以下のいずれの原子炉停止操作によっても原子炉出力(中性子束)が定格出力の5%以上または中間領域中性子束起動率が正のとき、またはそれらの状態ではないことが確認できないとき。 ① MGセット電源断(現場でのしや断器開放) ② 現場での原子炉トリップしや断器開放 ③ A.T.W.S緩和设备およびりょう酸注入</p>	○																												
区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説																													
	SE	—	—																													
	止める	<p>＜すべての原子炉停止操作の失敗＞ 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、原子炉の冷却はなされたものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入による停止操作並びにA.T.W.S緩和设备及びびりょう酸注入機能を有する設備による停止操作によっても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。 【解説】 運転モード1、2において、原子炉トリップが必要な場合に、中央制御室からの原子炉停止失敗に加え、以下のいずれの原子炉停止操作によっても原子炉出力(中性子束)が定格出力の5%以上または中間領域中性子束起動率が正のとき、またはそれらの状態ではないことが確認できないとき。 ① MGセット電源断(現場でのしや断器開放) ② 現場での原子炉トリップしや断器開放 ③ A.T.W.S緩和设备およびりょう酸注入</p>																													

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (10/39)

旧	新	説明																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">                     原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (10/39)                 </td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事象番号</td> <td style="text-align: center;">AL 21</td> <td>                     原災法に基づく通報基準(報告)すべき事象                      &lt;原子炉冷却材の漏えい&gt;                      原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えい(起り、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい)が発生すること。                 </td> <td>                     原子炉災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説                      【原子炉災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      非常用炉心冷却装置(以下この表において「DB設備」という。)の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。                      また、事象の進展によっては、上記の措置を行っている間に施設敷地緊急事態を判断するEALに至る可能性があるため、DB設備の作動を必要とする漏えいが発生する場合についても併せて警戒事態の判断基準とする。                      【解説】                      運転モード1、2、3および4において、以下のいずれかとなったとき。                      (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が原子炉格納容器内に漏えいし、その漏えい率が0.23m<sup>3</sup>/hを超えた場合において、4時間以内に0.23m<sup>3</sup>/h以下に漏えい量を回復できないと判断した後、12時間以内にモード3、または56時間以内にモード5にできないとき。                      (2) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却設備作動設定値に達した場合または手動により、非常用炉心冷却装置を作動させたとき。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1, 3, 4号機</td> <td style="text-align: center;">2号機</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>	区分		原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (10/39)		事象番号	AL 21	原災法に基づく通報基準(報告)すべき事象 <原子炉冷却材の漏えい> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えい(起り、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい)が発生すること。	原子炉災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 【原子炉災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 非常用炉心冷却装置(以下この表において「DB設備」という。)の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。 また、事象の進展によっては、上記の措置を行っている間に施設敷地緊急事態を判断するEALに至る可能性があるため、DB設備の作動を必要とする漏えいが発生する場合についても併せて警戒事態の判断基準とする。 【解説】 運転モード1、2、3および4において、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が原子炉格納容器内に漏えいし、その漏えい率が0.23m <sup>3</sup> /hを超えた場合において、4時間以内に0.23m <sup>3</sup> /h以下に漏えい量を回復できないと判断した後、12時間以内にモード3、または56時間以内にモード5にできないとき。 (2) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却設備作動設定値に達した場合または手動により、非常用炉心冷却装置を作動させたとき。	1, 3, 4号機	2号機	○	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">                     原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (10/37)                 </td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事象番号</td> <td style="text-align: center;">AL 21</td> <td>                     原災法に基づく通報基準(報告)すべき事象                      &lt;原子炉冷却材の漏えい&gt;                      原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えい(起り、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい)が発生すること。                 </td> <td>                     原子炉災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説                      【原子炉災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      非常用炉心冷却装置(以下この表において「DB設備」という。)の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。                      また、事象の進展によっては、上記の措置を行っている間に施設敷地緊急事態を判断するEALに至る可能性があるため、DB設備の作動を必要とする漏えいが発生する場合についても併せて警戒事態の判断基準とする。                      【解説】                      運転モード1、2、3および4において、以下のいずれかとなったとき。                      (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が原子炉格納容器内に漏えいし、その漏えい率が0.23m<sup>3</sup>/hを超えた場合において、4時間以内に0.23m<sup>3</sup>/h以下に漏えい量を回復できないと判断した後、12時間以内にモード3、または56時間以内にモード5にできないとき。                      (2) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却設備作動設定値に達した場合または手動により、非常用炉心冷却装置を作動させたとき。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1, 3, 4号機</td> <td style="text-align: center;">2号機</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>	区分		原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (10/37)		事象番号	AL 21	原災法に基づく通報基準(報告)すべき事象 <原子炉冷却材の漏えい> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えい(起り、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい)が発生すること。	原子炉災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 【原子炉災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 非常用炉心冷却装置(以下この表において「DB設備」という。)の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。 また、事象の進展によっては、上記の措置を行っている間に施設敷地緊急事態を判断するEALに至る可能性があるため、DB設備の作動を必要とする漏えいが発生する場合についても併せて警戒事態の判断基準とする。 【解説】 運転モード1、2、3および4において、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が原子炉格納容器内に漏えいし、その漏えい率が0.23m <sup>3</sup> /hを超えた場合において、4時間以内に0.23m <sup>3</sup> /h以下に漏えい量を回復できないと判断した後、12時間以内にモード3、または56時間以内にモード5にできないとき。 (2) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却設備作動設定値に達した場合または手動により、非常用炉心冷却装置を作動させたとき。	1, 3, 4号機	2号機	○	-	<p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。</p> <p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により旧基準炉EALの表が不要となり削除したため、表番号を修正。</p>
区分		原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (10/39)																								
事象番号	AL 21	原災法に基づく通報基準(報告)すべき事象 <原子炉冷却材の漏えい> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えい(起り、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい)が発生すること。	原子炉災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 【原子炉災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 非常用炉心冷却装置(以下この表において「DB設備」という。)の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。 また、事象の進展によっては、上記の措置を行っている間に施設敷地緊急事態を判断するEALに至る可能性があるため、DB設備の作動を必要とする漏えいが発生する場合についても併せて警戒事態の判断基準とする。 【解説】 運転モード1、2、3および4において、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が原子炉格納容器内に漏えいし、その漏えい率が0.23m <sup>3</sup> /hを超えた場合において、4時間以内に0.23m <sup>3</sup> /h以下に漏えい量を回復できないと判断した後、12時間以内にモード3、または56時間以内にモード5にできないとき。 (2) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却設備作動設定値に達した場合または手動により、非常用炉心冷却装置を作動させたとき。																							
1, 3, 4号機	2号機	○	-																							
区分		原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (10/37)																								
事象番号	AL 21	原災法に基づく通報基準(報告)すべき事象 <原子炉冷却材の漏えい> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えい(起り、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい)が発生すること。	原子炉災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 【原子炉災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 非常用炉心冷却装置(以下この表において「DB設備」という。)の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。 また、事象の進展によっては、上記の措置を行っている間に施設敷地緊急事態を判断するEALに至る可能性があるため、DB設備の作動を必要とする漏えいが発生する場合についても併せて警戒事態の判断基準とする。 【解説】 運転モード1、2、3および4において、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が原子炉格納容器内に漏えいし、その漏えい率が0.23m <sup>3</sup> /hを超えた場合において、4時間以内に0.23m <sup>3</sup> /h以下に漏えい量を回復できないと判断した後、12時間以内にモード3、または56時間以内にモード5にできないとき。 (2) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却設備作動設定値に達した場合または手動により、非常用炉心冷却装置を作動させたとき。																							
1, 3, 4号機	2号機	○	-																							

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

別表3-1-1-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (11/37)

区分	旧	新	説明		
冷やす	<p>別表3-1-1-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (11/37)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="243 365 516 583"> <p>事象番号</p> <p>SE 21</p> </td> <td data-bbox="516 365 1294 583"> <p>原災法および原子力災害対策指針における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> </td> <td data-bbox="243 583 1294 1955"> <p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</p> <p>左記の場は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備」とは、DB設備のほか、重大事故等の防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第1項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下この表においてこれを「ISA設備」という。))であって、DB設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>「注水が直ちにできない」とは、DB設備及びこれと同等の機能を有する設備のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合（DB設備の作動失敗等）に自動的に起動し、又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動できることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は含まない（以下この表において同じ。）。</p> <p>【解説】</p> <p>運転モード1、2、3および4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい（蒸気発生器加熱管からの漏えいを含む。）し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合（ただし、起動・停止時にブロックしている場合や誤作動は除く。）または手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかになったとき。</p> <p>① すべての充てん/高圧注入ポンプが起動しないとき。</p> <p>② 高圧注入系の弁が「閉」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。</p> <p>③ すべての余熱除去ポンプが起動しないとき。</p> <p>④ 低圧注入系の弁が「閉」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。ただし、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下に低下するまでの間は除く。</p> </td> </tr> </table>	<p>事象番号</p> <p>SE 21</p>	<p>原災法および原子力災害対策指針における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p>	<p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</p> <p>左記の場は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備」とは、DB設備のほか、重大事故等の防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第1項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下この表においてこれを「ISA設備」という。))であって、DB設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>「注水が直ちにできない」とは、DB設備及びこれと同等の機能を有する設備のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合（DB設備の作動失敗等）に自動的に起動し、又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動できることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は含まない（以下この表において同じ。）。</p> <p>【解説】</p> <p>運転モード1、2、3および4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい（蒸気発生器加熱管からの漏えいを含む。）し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合（ただし、起動・停止時にブロックしている場合や誤作動は除く。）または手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかになったとき。</p> <p>① すべての充てん/高圧注入ポンプが起動しないとき。</p> <p>② 高圧注入系の弁が「閉」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。</p> <p>③ すべての余熱除去ポンプが起動しないとき。</p> <p>④ 低圧注入系の弁が「閉」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。ただし、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下に低下するまでの間は除く。</p>	<p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。</p> <p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により旧基準炉EALの表が不要となり削除したため、表番号を修正。</p>
<p>事象番号</p> <p>SE 21</p>	<p>原災法および原子力災害対策指針における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p>	<p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</p> <p>左記の場は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備」とは、DB設備のほか、重大事故等の防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第1項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下この表においてこれを「ISA設備」という。))であって、DB設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>「注水が直ちにできない」とは、DB設備及びこれと同等の機能を有する設備のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合（DB設備の作動失敗等）に自動的に起動し、又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動できることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は含まない（以下この表において同じ。）。</p> <p>【解説】</p> <p>運転モード1、2、3および4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい（蒸気発生器加熱管からの漏えいを含む。）し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合（ただし、起動・停止時にブロックしている場合や誤作動は除く。）または手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかになったとき。</p> <p>① すべての充てん/高圧注入ポンプが起動しないとき。</p> <p>② 高圧注入系の弁が「閉」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。</p> <p>③ すべての余熱除去ポンプが起動しないとき。</p> <p>④ 低圧注入系の弁が「閉」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。ただし、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下に低下するまでの間は除く。</p>			
冷やす	<p>別表3-1-1-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (11/37)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1294 365 1596 583"> <p>事象番号</p> <p>SE 21</p> </td> <td data-bbox="1596 365 2460 583"> <p>原災法および原子力災害対策指針における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> </td> <td data-bbox="1294 583 2460 1955"> <p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</p> <p>左記の場は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備」とは、DB設備のほか、重大事故等の防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第1項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下この表においてこれを「ISA設備」という。))であって、DB設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>「注水が直ちにできない」とは、DB設備及びこれと同等の機能を有する設備のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合（DB設備の作動失敗等）に自動的に起動し、又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動できることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は含まない（以下この表において同じ。）。</p> <p>【解説】</p> <p>運転モード1、2、3および4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい（蒸気発生器加熱管からの漏えいを含む。）し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合（ただし、起動・停止時にブロックしている場合や誤作動は除く。）または手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかになったとき。</p> <p>① すべての充てん/高圧注入ポンプが起動しないとき。</p> <p>② 高圧注入系の弁が「閉」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。</p> <p>③ すべての余熱除去ポンプが起動しないとき。</p> <p>④ 低圧注入系の弁が「閉」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。ただし、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下に低下するまでの間は除く。</p> </td> </tr> </table>	<p>事象番号</p> <p>SE 21</p>	<p>原災法および原子力災害対策指針における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p>	<p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</p> <p>左記の場は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備」とは、DB設備のほか、重大事故等の防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第1項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下この表においてこれを「ISA設備」という。))であって、DB設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>「注水が直ちにできない」とは、DB設備及びこれと同等の機能を有する設備のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合（DB設備の作動失敗等）に自動的に起動し、又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動できることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は含まない（以下この表において同じ。）。</p> <p>【解説】</p> <p>運転モード1、2、3および4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい（蒸気発生器加熱管からの漏えいを含む。）し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合（ただし、起動・停止時にブロックしている場合や誤作動は除く。）または手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかになったとき。</p> <p>① すべての充てん/高圧注入ポンプが起動しないとき。</p> <p>② 高圧注入系の弁が「閉」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。</p> <p>③ すべての余熱除去ポンプが起動しないとき。</p> <p>④ 低圧注入系の弁が「閉」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。ただし、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下に低下するまでの間は除く。</p>	<p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により旧基準炉EALの表が不要となり削除したため、表番号を修正。</p>
<p>事象番号</p> <p>SE 21</p>	<p>原災法および原子力災害対策指針における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p>	<p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</p> <p>左記の場は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備」とは、DB設備のほか、重大事故等の防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第1項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下この表においてこれを「ISA設備」という。))であって、DB設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>「注水が直ちにできない」とは、DB設備及びこれと同等の機能を有する設備のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合（DB設備の作動失敗等）に自動的に起動し、又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動できることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は含まない（以下この表において同じ。）。</p> <p>【解説】</p> <p>運転モード1、2、3および4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい（蒸気発生器加熱管からの漏えいを含む。）し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合（ただし、起動・停止時にブロックしている場合や誤作動は除く。）または手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかになったとき。</p> <p>① すべての充てん/高圧注入ポンプが起動しないとき。</p> <p>② 高圧注入系の弁が「閉」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。</p> <p>③ すべての余熱除去ポンプが起動しないとき。</p> <p>④ 低圧注入系の弁が「閉」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。ただし、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下に低下するまでの間は除く。</p>			

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

別表3-1-1-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (12/39)

旧		新		説明
区分	GE 21	GE 21	GE 21	<p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。</p> <p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により旧基準炉EALの表が不要となり削除したため、表番号を修正。</p>
事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象 <原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象 <原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等 【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと」とは、DB設備若しくはSA設備のポンプが起動しないこと又はこれらの装置に除く注入弁が開かないこととを指し、高圧の状態から低圧のDB設備及びSA設備による注水のために必要な運転操作ができないこと等をいう(以下この表において同じ。) なお、1系統以上のDB設備及びSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。 【解説】 運転モード1、2、3および4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却装置の動作設定値に達した場合は手動により非常用炉心冷却装置を動作させた場合において、以下のいずれかとなったとき。 ① すべての充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが起動しないとき。 ② 高圧系および低圧系の注入弁が「開」しないこと等により原子炉への注水流量が確認できないとき。ただし、原子炉が高圧状態にあり低圧注入ができない場合を除く。 ③ 炉心出口温度350℃以上の状態が、30分間以上継続して計測されたとき。 ④ 原子炉への注水が確認できない状態において、蒸気発生器における除熱機能が喪失(すべての蒸気発生器広域水位10%未満)したとき(原子炉が高圧状態にあり低圧注入ができない場合を含む)。	

別表3-1-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (12/37)

旧		新		説明
区分	GE 21	GE 21	GE 21	<p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。</p> <p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により旧基準炉EALの表が不要となり削除したため、表番号を修正。</p>
事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象 <原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象 <原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等 【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと」とは、DB設備若しくはSA設備のポンプが起動しないこと又はこれらの装置に係る注入弁が開かないこととを指し、高圧の状態から低圧のDB設備及びSA設備による注水のために必要な運転操作ができないこと等をいう(以下この表において同じ。) なお、1系統以上のDB設備及びSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。 【解説】 運転モード1、2、3および4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却装置の動作設定値に達した場合は手動により非常用炉心冷却装置を動作させた場合において、以下のいずれかとなったとき。 ① すべての充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが起動しないとき。 ② 高圧系および低圧系の注入弁が「開」しないこと等により原子炉への注水流量が確認できないとき。ただし、原子炉が高圧状態にあり低圧注入ができない場合を除く。 ③ 炉心出口温度350℃以上の状態が、30分間以上継続して計測されたとき。 ④ 原子炉への注水が確認できない状態において、蒸気発生器における除熱機能が喪失(すべての蒸気発生器広域水位10%未満)したとき(原子炉が高圧状態にあり低圧注入ができない場合を含む)。	



高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (14/39)

旧		新		説明
区分	冷やす	区分	冷やす	<p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。</p> <p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により旧基準炉EALの表が不要となり削除したため、表番号を修正。</p>
事象番号	GE 24	事象番号	GE 24	
原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	<p>&lt;蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能&gt;                      原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p>	<p>&lt;蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能&gt;                      原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p>		
原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	<p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      一次冷却材の加圧により加圧器逃がし弁が作動し、一次冷却材が一次冷却系外に放出された場合において、原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されなければ、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。                      なお、1系統以上の非常用炉心冷却装置及び重大事故等の防止のための設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p> <p>【解説】                      運転モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、補助給水流量が確保されず、かつすべての蒸気発生器の広域水位が10%未満となり、非常用炉心冷却装置による注水が必要となった状態で、以下のいずれかとなったとき。                      ① すべての充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが起動しないとき。                      ② 高圧系および低圧系の注入弁が「開」しないこと等により、原子炉への注水が確認できないとき。なお、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下に低下するまでの間を含む。                      ③ 炉心出口温度350℃以上の状態が30分以上継続して計測されたとき。                      ④ 1次冷却材圧力の減圧を目的とした加圧器逃がし弁操作に失敗したとき。</p>	<p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      一次冷却材の加圧により加圧器逃がし弁が作動し、一次冷却材が一次冷却系外に放出された場合において、原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されなければ、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。                      なお、1系統以上の非常用炉心冷却装置及び重大事故等の防止のための設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p> <p>【解説】                      運転モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、補助給水流量が確保されず、かつすべての蒸気発生器の広域水位が10%未満となり、非常用炉心冷却装置による注水が必要となった状態で、以下のいずれかとなったとき。                      ① すべての充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが起動しないとき。                      ② 高圧系および低圧系の注入弁が「開」しないこと等により、原子炉への注水が確認できないとき。なお、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下に低下するまでの間を含む。                      ③ 炉心出口温度350℃以上の状態が30分以上継続して計測されたとき。                      ④ 1次冷却材圧力の減圧を目的とした加圧器逃がし弁操作に失敗したとき。</p>		
1, 3, 4号機	2号機	1, 3, 4号機	2号機	

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

別表3-1-1-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (15/39)

旧	新	説明																																
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="121 310 240 583">区分</td> <td data-bbox="240 310 299 583">AL</td> <td data-bbox="299 310 359 583">事象番号</td> <td data-bbox="359 310 418 583">原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象                      &lt;非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ&gt;                      非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態が15分以上継続すること、および、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は、外部電源喪失が3時間以上継続すること。</td> <td data-bbox="418 310 477 583">1, 3, 4 号機</td> <td data-bbox="477 310 537 583">2 号機<sup>※1</sup></td> <td data-bbox="537 310 596 583">○</td> <td data-bbox="596 310 655 583">-</td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。                      また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。                      「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう。                      「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備(特定重大事故等対処施設に属するものを含む)のいずれの電源からも受電ができていないことをいい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する。</p> <p>【解説】                      すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下のいずれかとなったとき。                      なお、空冷式非常用発電装置については、1基で1つの常設代替電源設備とみなす。                      ① 使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置または「特重発電機」のどれか1つになり、その状態が15分以上継続したとき。                      ② すべての所内非常用高圧母線が外部電源および非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗したとき。                      ③ 外部電源からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。                      &lt;補足&gt;                      1, 2号機の「特重発電機」については、特重施設の工事前面に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p> </td> </tr> </table>	区分	AL	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象 <非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ> 非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態が15分以上継続すること、および、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は、外部電源喪失が3時間以上継続すること。	1, 3, 4 号機	2 号機 <sup>※1</sup>	○	-	<p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。                      また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。                      「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう。                      「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備(特定重大事故等対処施設に属するものを含む)のいずれの電源からも受電ができていないことをいい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する。</p> <p>【解説】                      すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下のいずれかとなったとき。                      なお、空冷式非常用発電装置については、1基で1つの常設代替電源設備とみなす。                      ① 使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置または「特重発電機」のどれか1つになり、その状態が15分以上継続したとき。                      ② すべての所内非常用高圧母線が外部電源および非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗したとき。                      ③ 外部電源からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。                      &lt;補足&gt;                      1, 2号機の「特重発電機」については、特重施設の工事前面に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p>								<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1299 310 1418 583">区分</td> <td data-bbox="1418 310 1478 583">AL</td> <td data-bbox="1478 310 1537 583">事象番号</td> <td data-bbox="1537 310 1596 583">原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象                      &lt;非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ&gt;                      非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態が15分以上継続すること、および、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は、外部電源喪失が3時間以上継続すること。</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。                      また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。                      「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう。                      「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備(特定重大事故等対処施設に属するものを含む)のいずれの電源からも受電ができていないことをいい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する。</p> <p>【解説】                      すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下のいずれかとなったとき。                      なお、空冷式非常用発電装置については、1基で1つの常設代替電源設備とみなす。                      ① 使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置または「特重発電機」のどれか1つになり、その状態が15分以上継続したとき。                      ② すべての所内非常用高圧母線が外部電源および非常用ディーゼル発電機からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。                      ③ 外部電源からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。                      &lt;補足&gt;                      1, 2号機の「特重発電機」については、特重施設の工事前面に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p> </td> </tr> </table>	区分	AL	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象 <非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ> 非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態が15分以上継続すること、および、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は、外部電源喪失が3時間以上継続すること。					<p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。                      また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。                      「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう。                      「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備(特定重大事故等対処施設に属するものを含む)のいずれの電源からも受電ができていないことをいい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する。</p> <p>【解説】                      すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下のいずれかとなったとき。                      なお、空冷式非常用発電装置については、1基で1つの常設代替電源設備とみなす。                      ① 使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置または「特重発電機」のどれか1つになり、その状態が15分以上継続したとき。                      ② すべての所内非常用高圧母線が外部電源および非常用ディーゼル発電機からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。                      ③ 外部電源からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。                      &lt;補足&gt;                      1, 2号機の「特重発電機」については、特重施設の工事前面に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p>								<p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。</p> <p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により旧基準炉EALの表が不要となり削除したため、表番号を修正。</p>
区分	AL	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象 <非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ> 非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態が15分以上継続すること、および、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は、外部電源喪失が3時間以上継続すること。	1, 3, 4 号機	2 号機 <sup>※1</sup>	○	-																											
<p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。                      また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。                      「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう。                      「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備(特定重大事故等対処施設に属するものを含む)のいずれの電源からも受電ができていないことをいい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する。</p> <p>【解説】                      すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下のいずれかとなったとき。                      なお、空冷式非常用発電装置については、1基で1つの常設代替電源設備とみなす。                      ① 使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置または「特重発電機」のどれか1つになり、その状態が15分以上継続したとき。                      ② すべての所内非常用高圧母線が外部電源および非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗したとき。                      ③ 外部電源からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。                      &lt;補足&gt;                      1, 2号機の「特重発電機」については、特重施設の工事前面に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p>																																		
区分	AL	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象 <非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ> 非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態が15分以上継続すること、および、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は、外部電源喪失が3時間以上継続すること。																															
<p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。                      また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。                      「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう。                      「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備(特定重大事故等対処施設に属するものを含む)のいずれの電源からも受電ができていないことをいい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する。</p> <p>【解説】                      すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下のいずれかとなったとき。                      なお、空冷式非常用発電装置については、1基で1つの常設代替電源設備とみなす。                      ① 使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置または「特重発電機」のどれか1つになり、その状態が15分以上継続したとき。                      ② すべての所内非常用高圧母線が外部電源および非常用ディーゼル発電機からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。                      ③ 外部電源からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。                      &lt;補足&gt;                      1, 2号機の「特重発電機」については、特重施設の工事前面に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p>																																		

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

別表3-1-2-2 原災法に基づき通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (16/37)

旧		新		説明
区分	冷やす	冷やす		
事象番号	SE 25	SE 25		
事象	<p>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</p> <p>&lt;非常用交流高圧母線の30分間以上喪失&gt; 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p>	<p>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</p> <p>&lt;非常用交流高圧母線の1時間以上喪失&gt; 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p>	<p>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</p> <p>&lt;非常用交流高圧母線の30分間以上喪失&gt; 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p>	<p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。</p>
解説	<p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 タービン補助給水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が30分以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下の状態となったとき なお、空冷式非常用発電装置については、1基で1つの常設代替電源設備とみなす。 (1)すべての所内非常用高圧母線が、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置および「特重発電機」のいずれの電源からも受電ができていない状態が30分間以上継続したとき。 &lt;補足&gt; 1、2号機の「特重発電機」については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が1時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下の状態となったとき なお、空冷式非常用発電装置については、1基で1つの常設代替電源設備とみなす。 (1)すべての所内非常用高圧母線が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置および「特重発電機」のいずれの電源からも受電ができていない状態が1時間以上継続したとき。 &lt;補足&gt; 1、2号機の「特重発電機」については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p>	<p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 タービン補助給水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が30分以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下の状態となったとき なお、空冷式非常用発電装置については、1基で1つの常設代替電源設備とみなす。 (1)すべての所内非常用高圧母線が、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置および「特重発電機」のいずれの電源からも受電ができていない状態が30分間以上継続したとき。 &lt;補足&gt; 1、2号機の「特重発電機」については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が1時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下の状態となったとき なお、空冷式非常用発電装置については、1基で1つの常設代替電源設備とみなす。 (1)すべての所内非常用高圧母線が、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置および「特重発電機」のいずれの電源からも受電ができていない状態が30分間以上継続したとき。 &lt;補足&gt; 1、2号機の「特重発電機」については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p>	<p>1, 3, 4号機</p> <p>2号機</p>	

高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により旧基準炉EALの表が不要となり削除したため、表番号を修正。

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (17/39)

旧		新		説明
区分	AL	AL		
事象番号	SE 27	SE 27	GE 27	
原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	<p>&lt;全直流電源の5分間以上喪失&gt;                      全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p>	<p>&lt;全直流電源の5分間以上喪失&gt;                      全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p>	<p>&lt;全直流電源の5分間以上喪失&gt;                      全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p>	<p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。</p>
原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。                      「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。                      【解説】                      すべての運転モードおよび運転モード外において、使用可能な非常用直流母線が1つとなった場合に、当該直流母線への供給電源が蓄電池(安全防護系用)、蓄電池(3系統目)、充電器(後備充電器を含む)または可搬型整流器などを含む代替電源設備がいずれか1つとなり、その状態が5分間以上継続したとき。                      ただし、計画的な点検により、非常用直流母線が1つとなっている場合は除く。                      1, 2号機の蓄電池(3系統目)については、蓄電池(3系統目)の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日以降に適用する。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生の非常用炉心冷却装置その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。                      「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。                      【解説】                      すべての運転モードおよび運転モード外において、すべての蓄電池(安全防護系用)、蓄電池(3系統目)、充電器(後備充電器を含む)または可搬型整流器などを含む代替電源設備が使用不能となり、その状態が5分間以上継続したとき。                      1, 2号機の蓄電池(3系統目)については、蓄電池(3系統目)の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日以降に適用する。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。                      「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。                      【解説】                      すべての運転モードおよび運転モード外において、使用可能な非常用直流母線が1つとなった場合に、当該直流母線への供給電源が蓄電池(安全防護系用)、蓄電池(3系統目)、充電器(後備充電器を含む)または可搬型整流器などを含む代替電源設備がいずれか1つとなり、その状態が5分間以上継続したとき。                      ただし、計画的な点検により、非常用直流母線が1つとなっている場合は除く。                      1, 2号機の蓄電池(3系統目)については、蓄電池(3系統目)の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日以降に適用する。</p>	<p>1, 3, 4号機</p> <p>2号機*</p>
冷やす				

高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により旧基準炉EALの表が不要となり削除したため、表番号を修正。

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

旧		新		説明																																						
<p>別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (18/39)</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>事象番号</td> <td>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</td> <td>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</td> <td>1,3,4号機 2号機※1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>AL</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SE</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>冷やす</td> <td>GE 28</td> <td>&lt;炉心損傷の検出&gt; 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</td> <td> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前はその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、高レベルモニタ等によって判断することとなる。</p> <p>また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。</p> <p>【解説】</p> <p>運転モード1、2および3において、原子炉格納容器内の格納容器内高レベルモニタの線量率が<math>1 \times 10^5 \text{ mSv/h}</math>以上となり、かつ炉心出口温度が<math>350^\circ\text{C}</math>以上となったとき。ただし、関連パラメータを確認し、明らかに誤検出の場合は除く。</p> </td> <td>○</td> </tr> </table>	区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	1,3,4号機 2号機※1		AL	—	—	—		SE	—	—	—	冷やす	GE 28	<炉心損傷の検出> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前はその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、高レベルモニタ等によって判断することとなる。</p> <p>また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。</p> <p>【解説】</p> <p>運転モード1、2および3において、原子炉格納容器内の格納容器内高レベルモニタの線量率が<math>1 \times 10^5 \text{ mSv/h}</math>以上となり、かつ炉心出口温度が<math>350^\circ\text{C}</math>以上となったとき。ただし、関連パラメータを確認し、明らかに誤検出の場合は除く。</p>	○	<p>別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (18/37)</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>事象番号</td> <td>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</td> <td>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>AL</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>SE</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷やす</td> <td>GE 28</td> <td>&lt;炉心損傷の検出&gt; 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</td> <td> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前はその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、高レベルモニタ等によって判断することとなる。</p> <p>また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。</p> <p>【解説】</p> <p>運転モード1、2および3において、原子炉格納容器内の格納容器内高レベルモニタの線量率が<math>1 \times 10^5 \text{ mSv/h}</math>以上となり、かつ炉心出口温度が<math>350^\circ\text{C}</math>以上となったとき。ただし、関連パラメータを確認し、明らかに誤検出の場合は除く。</p> </td> <td></td> </tr> </table>	区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説			AL	—	—			SE	—	—		冷やす	GE 28	<炉心損傷の検出> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前はその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、高レベルモニタ等によって判断することとなる。</p> <p>また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。</p> <p>【解説】</p> <p>運転モード1、2および3において、原子炉格納容器内の格納容器内高レベルモニタの線量率が<math>1 \times 10^5 \text{ mSv/h}</math>以上となり、かつ炉心出口温度が<math>350^\circ\text{C}</math>以上となったとき。ただし、関連パラメータを確認し、明らかに誤検出の場合は除く。</p>		<p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。</p> <p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により旧基準炉EALの表が不要となり削除したため、表番号を修正。</p>
区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	1,3,4号機 2号機※1																																						
	AL	—	—	—																																						
	SE	—	—	—																																						
冷やす	GE 28	<炉心損傷の検出> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前はその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、高レベルモニタ等によって判断することとなる。</p> <p>また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。</p> <p>【解説】</p> <p>運転モード1、2および3において、原子炉格納容器内の格納容器内高レベルモニタの線量率が<math>1 \times 10^5 \text{ mSv/h}</math>以上となり、かつ炉心出口温度が<math>350^\circ\text{C}</math>以上となったとき。ただし、関連パラメータを確認し、明らかに誤検出の場合は除く。</p>	○																																						
区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説																																							
	AL	—	—																																							
	SE	—	—																																							
冷やす	GE 28	<炉心損傷の検出> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前はその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、高レベルモニタ等によって判断することとなる。</p> <p>また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。</p> <p>【解説】</p> <p>運転モード1、2および3において、原子炉格納容器内の格納容器内高レベルモニタの線量率が<math>1 \times 10^5 \text{ mSv/h}</math>以上となり、かつ炉心出口温度が<math>350^\circ\text{C}</math>以上となったとき。ただし、関連パラメータを確認し、明らかに誤検出の場合は除く。</p>																																							

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

旧		新		説明
別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (19/39)	別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (19/37)			
区分	冷やす	区分	冷やす	
事象番号	AL 29	事象番号	AL 29	
原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	<p>&lt;停止中の原子炉冷却機能の一部喪失&gt; 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p>	<p>&lt;停止中の原子炉冷却機能の一部喪失&gt; 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p>	<p>&lt;停止中の原子炉冷却機能の一部喪失&gt; 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p>	
原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 1次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態(ミッドループ運転状態)において、1つの余熱除去系の機能が喪失し、かつ1次冷却材配管の水位が低下して余熱除去配管の吸込口上端(1, 2号機：ノズルセンター -15.4cm、3, 4号機：ノズルセンター -15.1cm)となったとき。 「1つの余熱除去系の機能が喪失」とは、以下のいずれかとなった場合をいう。 ① 供給電源の喪失、ポンプの故障等により、1台の余熱除去ポンプが運転不能(1次冷却材配管の水位低下により、運転中の余熱除去ポンプを停止した場合を含む。)となったとき。 ② 余熱除去冷却器の機能喪失等により1系統の余熱除去機能が喪失したとき。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 1次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態(ミッドループ運転状態)において、すべての余熱除去ポンプが動作不能となり、かつ1次冷却材配管の水位が低下して、余熱除去配管の吸込口上端(1, 2号機：ノズルセンター -15.4cm、3, 4号機：ノズルセンター -15.1cm)以下となった状態が30分以上継続したとき。 「すべての余熱除去ポンプが動作不能」とは、以下のいずれかとなった場合をいう。 ① 供給電源の喪失、ポンプの故障等により、すべての余熱除去ポンプが運転不能となったとき。 ② 余熱除去冷却器の機能喪失等により、すべての余熱除去機能が喪失したとき。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 1次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態(ミッドループ運転状態)において、1つの余熱除去系の機能が喪失し、かつ1次冷却材配管の水位が低下して余熱除去配管の吸込口上端(1, 2号機：ノズルセンター -15.4cm、3, 4号機：ノズルセンター -15.1cm)となったとき。 「1つの余熱除去系の機能が喪失」とは、以下のいずれかとなった場合をいう。 ① 供給電源の喪失、ポンプの故障等により、1台の余熱除去ポンプが運転不能(1次冷却材配管の水位低下により、運転中の余熱除去ポンプを停止した場合を含む。)となったとき。 ② 余熱除去冷却器の機能喪失等により1系統の余熱除去機能が喪失したとき。</p>	<p>1, 3, 4号機 2号機<sup>*1</sup></p> <p>○</p> <p>○</p>
説明				<p>高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。</p> <p>高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により旧基準炉 EAL の表が不要となり削除したため、表番号を修正。</p>

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

旧		新		説明								
別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (20/39)	<p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</p> <table border="1"> <tr> <td>1, 3, 4 号機</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 号機<sup>※1</sup></td> <td>-</td> </tr> </table> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】          原子炉容器内の水位を下げた状態で、左記の事象が継続すれば、やがて原子炉冷却材の温度が上昇し、照射済燃料集合体の露出に至ることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】          1次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態（ミッドループ運転状態）において、すべての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障、余熱除去冷却器の冷却水喪失等による炉心の冷却機能の喪失および蒸気発生器を通じたすべての除熱機能（リフラックス冷却）が喪失し、かつ燃料取替用水タンクから炉心へ注入する手段のすべてが喪失したとき。          なお、「燃料取替用水タンクから炉心へ注入する手段」とは、充てん/高圧注入ポンプ、C、D内部スプレポンプ（1、2号機のみ）、A格納容器スプレポンプ（3、4号機のみ）もしくは恒設代替低圧注水ポンプを用いた注水手段または停止中の余熱除去ポンプを通じた注水手段をいう。</p>	1, 3, 4 号機	○	2 号機 <sup>※1</sup>	-	別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (20/37)	<p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</p> <table border="1"> <tr> <td>1, 3, 4 号機</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 号機<sup>※1</sup></td> <td>-</td> </tr> </table> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】          原子炉容器内の水位を下げた状態で、左記の事象が継続すれば、やがて原子炉冷却材の温度が上昇し、照射済燃料集合体の露出に至ることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】          1次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態（ミッドループ運転状態）において、すべての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障、余熱除去冷却器の冷却水喪失等による炉心の冷却機能の喪失および蒸気発生器を通じたすべての除熱機能（リフラックス冷却）が喪失し、かつ燃料取替用水タンクから炉心へ注入する手段のすべてが喪失したとき。          なお、「燃料取替用水タンクから炉心へ注入する手段」とは、充てん/高圧注入ポンプ、C、D内部スプレポンプ（1、2号機のみ）、A格納容器スプレポンプ（3、4号機のみ）もしくは恒設代替低圧注水ポンプを用いた注水手段または停止中の余熱除去ポンプを通じた注水手段をいう。</p>	1, 3, 4 号機	○	2 号機 <sup>※1</sup>	-	<p>高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。</p> <p>高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により旧基準炉 EAL の表が不要となり削除したため、表番号を修正。</p>
1, 3, 4 号機	○											
2 号機 <sup>※1</sup>	-											
1, 3, 4 号機	○											
2 号機 <sup>※1</sup>	-											
原災法および原子炉冷却機能の完全喪失	<p>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p>	<p>原災法および原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p>										
GE 29		GE 29										
冷やす		冷やす										

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (21/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	1,3,4号機	2号機 <sup>※1</sup>
冷やす	AL 30	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ> <使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。>	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、サイホンプレーカが機能しない等、その原因によっては水位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。 【解説】 使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が、以下の使用済燃料ピット出口配管下端位置まで低下したとき、使用済燃料ピット水位の維持・回復手段には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。 1, 2号機: EL 30.54m 3, 4号機: EL 31.01m	○	-
	SE 30	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失> <使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。>	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設警報事態の判断基準とする。 また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設警報事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと、又は「当該貯蔵槽の水位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の水位を測定できないことをいう。 【解説】 使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下のいずれかとなったとき。 なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復手段には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。 ① 使用済燃料ピット水位が、以下の照射済燃料集合体頂部上4mの水位に低下したとき。 1, 2号機: EL 28.30m 3, 4号機: EL 28.77m ② 使用済燃料ピット水位低警報が発信またはそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器および目視によって確認できない状態が3時間以上継続したとき。	○	-

別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (21/37)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	1,3,4号機	2号機 <sup>※1</sup>
冷やす	AL 30	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ> <使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。>	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、サイホンプレーカが機能しない等、その原因によっては水位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。 【解説】 使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が、以下の使用済燃料ピット出口配管下端位置まで低下したとき、使用済燃料ピット水位の維持・回復手段には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。 1, 2号機: EL 30.54m 3, 4号機: EL 31.01m	○	-
	SE 30	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失> <使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。>	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設警報事態の判断基準とする。 また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設警報事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと、又は「当該貯蔵槽の水位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の水位を測定できないことをいう。 【解説】 使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下のいずれかとなったとき。 なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復手段には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。 ① 使用済燃料ピット水位が、以下の照射済燃料集合体頂部上4mの水位に低下したとき。 1, 2号機: EL 28.30m 3, 4号機: EL 28.77m ② 使用済燃料ピット水位低警報が発信またはそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器および目視によって確認できない状態が3時間以上継続したとき。	○	-

高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。

高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により旧基準炉 EAL の表が不要となり削除したため、表番号を修正。

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

旧		新		説明																																
別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (22/39)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="240 1703 299 1812">区分</td> <td data-bbox="240 1094 299 1703">事象番号</td> <td data-bbox="240 558 299 1094">原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</td> <td data-bbox="240 338 299 558">原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</td> </tr> <tr> <td data-bbox="299 1703 537 1812">冷やす</td> <td data-bbox="299 1094 537 1703">GE 30</td> <td data-bbox="299 558 537 1094">                     &lt;使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出&gt;                      使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。                 </td> <td data-bbox="299 338 537 558">                     1, 3, 4号機 2号機※1                      ○                      -                 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="537 558 641 1094">                     【原注】                      原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準                      直ちに照射済燃料集合体の冷却機能が喪失するわけではなく、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復が出来ず、照射済燃料集合体の露出に至るといった事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。                      また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。                      「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下すること、又は低下しているおそれがある場合をいう。                 </td> <td data-bbox="537 338 641 558"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="641 558 744 1094">                     【解説】                      使用済燃料ピットが以下のいずれかとなったとき。                      なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復手段には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。                      ① 使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部上方2mの水位に低下したとき。                      1, 2号機：E.L. 2.6, 3.0m                      3, 4号機：E.L. 2.6, 7.7m                      ② 使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値が有意に上昇した状況で、直接的または間接的な手段によっても、使用済燃料ピットの水位が①の水位を上回っていることが確認できないとき。                 </td> <td data-bbox="641 338 744 558"></td> </tr> </table>	区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	冷やす	GE 30	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	1, 3, 4号機 2号機※1 ○ -	【原注】 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準 直ちに照射済燃料集合体の冷却機能が喪失するわけではなく、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復が出来ず、照射済燃料集合体の露出に至るといった事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下すること、又は低下しているおそれがある場合をいう。				【解説】 使用済燃料ピットが以下のいずれかとなったとき。 なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復手段には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。 ① 使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部上方2mの水位に低下したとき。 1, 2号機：E.L. 2.6, 3.0m 3, 4号機：E.L. 2.6, 7.7m ② 使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値が有意に上昇した状況で、直接的または間接的な手段によっても、使用済燃料ピットの水位が①の水位を上回っていることが確認できないとき。				別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (22/37)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1406 1703 1466 1812">区分</td> <td data-bbox="1406 1094 1466 1703">事象番号</td> <td data-bbox="1406 558 1466 1094">原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</td> <td data-bbox="1406 338 1466 558">原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1466 1703 1703 1812">冷やす</td> <td data-bbox="1466 1094 1703 1703">GE 30</td> <td data-bbox="1466 558 1703 1094">                     &lt;使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出&gt;                      使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。                 </td> <td data-bbox="1466 338 1703 558">                     1, 2号機 2号機※1                      ○                      -                 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1703 558 1807 1094">                     【原注】                      原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準                      直ちに照射済燃料集合体の冷却機能が喪失するわけではなく、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復が出来ず、照射済燃料集合体の露出に至るといった事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。                      また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。                      「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下すること、又は低下しているおそれがある場合をいう。                 </td> <td data-bbox="1703 338 1807 558"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1807 558 1911 1094">                     【解説】                      使用済燃料ピットが以下のいずれかとなったとき。                      なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復手段には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。                      ① 使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部上方2mの水位に低下したとき。                      1, 2号機：E.L. 2.6, 3.0m                      3, 4号機：E.L. 2.6, 7.7m                      ② 使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値が有意に上昇した状況で、直接的または間接的な手段によっても、使用済燃料ピットの水位が①の水位を上回っていることが確認できないとき。                 </td> <td data-bbox="1807 338 1911 558"></td> </tr> </table>	区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	冷やす	GE 30	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	1, 2号機 2号機※1 ○ -	【原注】 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準 直ちに照射済燃料集合体の冷却機能が喪失するわけではなく、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復が出来ず、照射済燃料集合体の露出に至るといった事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下すること、又は低下しているおそれがある場合をいう。				【解説】 使用済燃料ピットが以下のいずれかとなったとき。 なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復手段には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。 ① 使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部上方2mの水位に低下したとき。 1, 2号機：E.L. 2.6, 3.0m 3, 4号機：E.L. 2.6, 7.7m ② 使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値が有意に上昇した状況で、直接的または間接的な手段によっても、使用済燃料ピットの水位が①の水位を上回っていることが確認できないとき。				<p>高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。</p> <p>高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により旧基準炉 EAL の表が不要となり削除したため、表番号を修正。</p>
区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説																																	
冷やす	GE 30	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	1, 3, 4号機 2号機※1 ○ -																																	
【原注】 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準 直ちに照射済燃料集合体の冷却機能が喪失するわけではなく、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復が出来ず、照射済燃料集合体の露出に至るといった事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下すること、又は低下しているおそれがある場合をいう。																																				
【解説】 使用済燃料ピットが以下のいずれかとなったとき。 なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復手段には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。 ① 使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部上方2mの水位に低下したとき。 1, 2号機：E.L. 2.6, 3.0m 3, 4号機：E.L. 2.6, 7.7m ② 使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値が有意に上昇した状況で、直接的または間接的な手段によっても、使用済燃料ピットの水位が①の水位を上回っていることが確認できないとき。																																				
区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説																																	
冷やす	GE 30	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	1, 2号機 2号機※1 ○ -																																	
【原注】 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準 直ちに照射済燃料集合体の冷却機能が喪失するわけではなく、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復が出来ず、照射済燃料集合体の露出に至るといった事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下すること、又は低下しているおそれがある場合をいう。																																				
【解説】 使用済燃料ピットが以下のいずれかとなったとき。 なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復手段には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。 ① 使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部上方2mの水位に低下したとき。 1, 2号機：E.L. 2.6, 3.0m 3, 4号機：E.L. 2.6, 7.7m ② 使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値が有意に上昇した状況で、直接的または間接的な手段によっても、使用済燃料ピットの水位が①の水位を上回っていることが確認できないとき。																																				

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

旧		新		説明
別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (23/39)				
区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	1,3,4号機 2号機 <sup>※1</sup>
冷やす	AL 31	<p>&lt;使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(旧基準) &gt;                      使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、警戒事態の判断基準とする。                      また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないうような状況が継続していると考えられることから併せて警戒事態の判断基準とする。                      「一定時間」とは、測定できない状況を解消するために準備している措置を実施するまでに必要な時間をいう。                      「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。</p> <p>【解説】                      使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の状態となったとき。                      なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復手段には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。                      ① 使用済燃料ピット水位が、以下の照射済燃料集合体頂部上4mの水位に低下したとき。                      1, 2号機：E.L. 28.30m                      ② 使用済燃料ピット水位低警報が発信またはそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器または目視によって確認できない状態が3時間以上継続したとき。</p>	<p>—</p> <p>○</p>
			削 除	
				高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により旧基準炉EALの表が不要となったため削除。

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

旧		新		説明
区分	冷やす			
事象番号	SE 31	SE 31	GE 31	
原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	<p>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</p> <p>&lt;使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(旧基準炉)&gt;                      &lt;使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。&gt;</p>	<p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復が出来ず、照射済燃料集合体の露出に至るおそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。                      「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p> <p>【解説】                      使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の水位となったとき。                      なお、使用済燃料ピット水位の回復手段には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。                      ① 使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部上方2mの水位に低下したとき。                      1, 2号機：E.L. 26. 30m</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復が出来ず、照射済燃料集合体の露出に至るという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。                      「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p> <p>【解説】                      使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の水位となったとき。                      なお、使用済燃料ピット水位の回復手段には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。                      ① 使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部の水位に低下したとき。                      1, 2号機：E.L. 24. 30m</p>	<p>1, 3, 4号機</p> <p>2号機<sup>※1</sup></p>	<p>○</p> <p>○</p>
原災法に基づき通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (24/39)			削除	高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により旧基準炉 EAL の表が不要となったため削除。

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (25/39)

旧		新	
区分	閉じ込める	区分	閉じ込める
事象番号	AL	事象番号	AL
原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象 ＜格納容器健全性喪失のおそれ＞ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象 ＜格納容器健全性喪失のおそれ＞ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
事象番号	SE 41	事象番号	SE 41
原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 この状態が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。 【解説】 運転モード1、2、3および4において、原子炉冷却材喪失事象または主蒸気管破断事象等により、原子炉格納容器内の圧力が上昇し、以下の格納容器スプレイ作動の設定値を超えた状態で、原子炉格納容器内圧力の上昇が10分以上継続しているとき。 1, 2号機：131kPa 3, 4号機：127kPa	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 この状態が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。 【解説】 運転モード1、2、3および4において、原子炉冷却材喪失事象または主蒸気管破断事象等により、原子炉格納容器内の圧力が上昇し、以下の格納容器スプレイ作動の設定値を超えた状態で、原子炉格納容器内圧力の上昇が10分以上継続しているとき。 1, 2号機：261kPa 3, 4号機：283kPa
事象番号	GE 41	事象番号	GE 41
原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 最高使用圧力又は最高使用温度に達した後圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。 【解説】 運転モード1、2、3および4において、原子炉格納容器が以下の最高使用圧力または最高使用温度に達したとき。 なお、最高使用温度とは最高使用圧力における飽和温度をいう。 1, 2号機：261kPa 3, 4号機：283kPa	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 最高使用圧力又は最高使用温度に達した後圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。 【解説】 運転モード1、2、3および4において、原子炉格納容器が以下の最高使用圧力または最高使用温度に達したとき。 なお、最高使用温度とは最高使用圧力における飽和温度をいう。 1, 2号機：261kPa 3, 4号機：283kPa

別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (23/37)

旧		新	
区分	閉じ込める	区分	閉じ込める
事象番号	AL	事象番号	AL
原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象 ＜格納容器健全性喪失のおそれ＞ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象 ＜格納容器健全性喪失のおそれ＞ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
事象番号	SE 41	事象番号	SE 41
原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 この状態が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。 【解説】 運転モード1、2、3および4において、原子炉冷却材喪失事象または主蒸気管破断事象等により、原子炉格納容器内の圧力が上昇し、以下の格納容器スプレイ作動の設定値を超えた状態で、原子炉格納容器内圧力の上昇が10分以上継続しているとき。 1, 2号機：131kPa 3, 4号機：127kPa	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 この状態が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。 【解説】 運転モード1、2、3および4において、原子炉冷却材喪失事象または主蒸気管破断事象等により、原子炉格納容器内の圧力が上昇し、以下の格納容器スプレイ作動の設定値を超えた状態で、原子炉格納容器内圧力の上昇が10分以上継続しているとき。 1, 2号機：131kPa 3, 4号機：127kPa
事象番号	GE 41	事象番号	GE 41
原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 最高使用圧力又は最高使用温度に達した後圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。 【解説】 運転モード1、2、3および4において、原子炉格納容器が以下の最高使用圧力または最高使用温度に達したとき。 なお、最高使用温度とは最高使用圧力における飽和温度をいう。 1, 2号機：261kPa 3, 4号機：283kPa	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 最高使用圧力又は最高使用温度に達した後圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。 【解説】 運転モード1、2、3および4において、原子炉格納容器が以下の最高使用圧力または最高使用温度に達したとき。 なお、最高使用温度とは最高使用圧力における飽和温度をいう。 1, 2号機：261kPa 3, 4号機：283kPa

高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。

高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により旧基準炉 EAL の表が不要となり削除したため、表番号を修正。

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

旧		新		説明
別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (26/39)	別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (24/37)			
区分	AL	区分	AL	
事象番号	42	事象番号	42	
原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象 <単一障壁の喪失または喪失のおそれ> 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象 <単一障壁の喪失または喪失のおそれ> 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象 <単一障壁の喪失または喪失のおそれ> 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	
原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ 2) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁の喪失 4) 原子炉冷却系障壁の喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01 Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。 【解説】 運転モード1、2および3において、以下の障壁が喪失または喪失するおそれがあるとき。 (1) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれがあるとき。 <障壁の状況> 炉心出口温度の最高値が350℃以上 (2) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあるとき。 <障壁の状況> 1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む)が発生し、抽出隔離をした状態で、充てん/高圧注入ポンプ1台分の充てん流量を超過した場合 (3) 燃料被覆管障壁が喪失したとき。 <障壁の状況> 炉心出口温度の最高値が650℃以上 (4) 原子炉冷却系障壁が喪失したとき。 <障壁の状況> 1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む)が発生し、「加圧器圧力」または「加圧器水位および加圧器圧力」が非常用炉心冷却装置の作動を必要とする設定圧力または設定水位以下	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ 2) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁の喪失 4) 原子炉冷却系障壁の喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01 Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。 【解説】 運転モード1、2および3において、以下の障壁が喪失または喪失するおそれがあるとき。 (1) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれがあるとき。 <障壁の状況> 炉心出口温度の最高値が350℃以上 (2) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあるとき。 <障壁の状況> 1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む)が発生し、抽出隔離をした状態で、充てん/高圧注入ポンプ1台分の充てん流量を超過した場合 (3) 燃料被覆管障壁が喪失したとき。 <障壁の状況> 炉心出口温度の最高値が650℃以上 (4) 原子炉冷却系障壁が喪失したとき。 <障壁の状況> 1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む)が発生し、「加圧器圧力」または「加圧器水位および加圧器圧力」が非常用炉心冷却装置の作動を必要とする設定圧力または設定水位以下		
1, 3, 4号機 2号機	○			高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。
				高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により旧基準炉EALの表が不要となり削除したため、表番号を修正。

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

旧		新		説明																																							
別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (27/39)	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>SE</td> <td>42</td> <td>1,3,4号機</td> <td>2号機<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>事象番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</td> <td colspan="4"> <p>&lt;2つの障壁の喪失または喪失のおそれ&gt; 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失すること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失すること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> </td> </tr> <tr> <td>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</td> <td colspan="4"> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01 Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p> <p>【解説】 (1) 運転モード1、2および3において、以下の障壁が喪失または喪失するおそれがあるとき。 ① 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ② 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ③ 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器障壁が喪失 ④ 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器障壁が喪失 (2) 「格納容器障壁が喪失」とは、以下のいずれかとなったとき。 ① 格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作または格納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ② 格納容器の隔離後も環境への直接放出経路があるとき。</p> </td> </tr> </table>	区分	SE	42	1,3,4号機	2号機 <sup>※1</sup>	事象番号					原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象	<p>&lt;2つの障壁の喪失または喪失のおそれ&gt; 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失すること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失すること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p>				原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01 Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p> <p>【解説】 (1) 運転モード1、2および3において、以下の障壁が喪失または喪失するおそれがあるとき。 ① 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ② 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ③ 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器障壁が喪失 ④ 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器障壁が喪失 (2) 「格納容器障壁が喪失」とは、以下のいずれかとなったとき。 ① 格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作または格納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ② 格納容器の隔離後も環境への直接放出経路があるとき。</p>				<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>SE</td> <td>42</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事象番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象</td> <td colspan="4"> <p>&lt;2つの障壁の喪失または喪失のおそれ&gt; 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失すること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失すること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> </td> </tr> <tr> <td>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</td> <td colspan="4"> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01 Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p> <p>【解説】 (1) 運転モード1、2および3において、以下の障壁が喪失または喪失するおそれがあるとき。 ① 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ② 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ③ 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器障壁が喪失 ④ 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器障壁が喪失 (2) 「格納容器障壁が喪失」とは、以下のいずれかとなったとき。 ① 格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作または格納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ② 格納容器の隔離後も環境への直接放出経路があるとき。</p> </td> </tr> </table>	区分	SE	42			事象番号					原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象	<p>&lt;2つの障壁の喪失または喪失のおそれ&gt; 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失すること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失すること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p>				原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01 Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p> <p>【解説】 (1) 運転モード1、2および3において、以下の障壁が喪失または喪失するおそれがあるとき。 ① 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ② 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ③ 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器障壁が喪失 ④ 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器障壁が喪失 (2) 「格納容器障壁が喪失」とは、以下のいずれかとなったとき。 ① 格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作または格納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ② 格納容器の隔離後も環境への直接放出経路があるとき。</p>				<p>高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。</p> <p>高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により旧基準炉 EAL の表が不要となり削除したため、表番号を修正。</p>
区分	SE	42	1,3,4号機	2号機 <sup>※1</sup>																																							
事象番号																																											
原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象	<p>&lt;2つの障壁の喪失または喪失のおそれ&gt; 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失すること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失すること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p>																																										
原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01 Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p> <p>【解説】 (1) 運転モード1、2および3において、以下の障壁が喪失または喪失するおそれがあるとき。 ① 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ② 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ③ 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器障壁が喪失 ④ 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器障壁が喪失 (2) 「格納容器障壁が喪失」とは、以下のいずれかとなったとき。 ① 格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作または格納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ② 格納容器の隔離後も環境への直接放出経路があるとき。</p>																																										
区分	SE	42																																									
事象番号																																											
原災法および原子力災害対策指針に基づく通報(報告)すべき事象	<p>&lt;2つの障壁の喪失または喪失のおそれ&gt; 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失すること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失すること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p>																																										
原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01 Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p> <p>【解説】 (1) 運転モード1、2および3において、以下の障壁が喪失または喪失するおそれがあるとき。 ① 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ② 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ③ 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器障壁が喪失 ④ 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器障壁が喪失 (2) 「格納容器障壁が喪失」とは、以下のいずれかとなったとき。 ① 格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作または格納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ② 格納容器の隔離後も環境への直接放出経路があるとき。</p>																																										

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

旧	新	説明																		
<p>別表3-1-1-2.2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (28/39)</p> <table border="1" data-bbox="231 327 641 1814"> <tr> <td>区分</td> <td>閉じ込める</td> </tr> <tr> <td>事象番号</td> <td>GE 42</td> </tr> <tr> <td>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</td> <td>&lt;2つの障壁の喪失および1つの障壁の喪失または喪失のおそれ &gt; 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合にお いて、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準</td> <td>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準 【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格 納容器障壁が喪失するおそれ なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99- 01 Methodology for Development of Emergency Action Levels” を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものと する。 【解説】 運転モード1、2および3において、以下の状況になったとき。 (1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉 格納容器障壁が喪失するおそれ 「格納容器障壁が喪失するおそれ」とは、格納容器圧力が格納容 器スプレイ作動の設定値を超過し、更に10分以上継続して圧 力が上昇している場合をいう。</td> </tr> <tr> <td>1,3,4号機</td> <td>2号機*</td> </tr> </table>	区分	閉じ込める	事象番号	GE 42	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	<2つの障壁の喪失および1つの障壁の喪失または喪失のおそれ > 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合にお いて、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準 【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格 納容器障壁が喪失するおそれ なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99- 01 Methodology for Development of Emergency Action Levels” を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものと する。 【解説】 運転モード1、2および3において、以下の状況になったとき。 (1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉 格納容器障壁が喪失するおそれ 「格納容器障壁が喪失するおそれ」とは、格納容器圧力が格納容 器スプレイ作動の設定値を超過し、更に10分以上継続して圧 力が上昇している場合をいう。	1,3,4号機	2号機*	<p>別表3-1-1-2.2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (26/37)</p> <table border="1" data-bbox="1412 327 1822 1814"> <tr> <td>区分</td> <td>閉じ込める</td> </tr> <tr> <td>事象番号</td> <td>GE 42</td> </tr> <tr> <td>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</td> <td>&lt;2つの障壁の喪失および1つの障壁の喪失または喪失のおそれ &gt; 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合にお いて、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準</td> <td>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準 【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格 納容器障壁が喪失するおそれ なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99- 01 Methodology for Development of Emergency Action Levels” を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものと する。 【解説】 運転モード1、2および3において、以下の状況になったとき。 (1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉 格納容器障壁が喪失するおそれ 「格納容器障壁が喪失するおそれ」とは、格納容器圧力が格納容 器スプレイ作動の設定値を超過し、更に10分以上継続して圧 力が上昇している場合をいう。</td> </tr> </table>	区分	閉じ込める	事象番号	GE 42	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	<2つの障壁の喪失および1つの障壁の喪失または喪失のおそれ > 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合にお いて、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準 【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格 納容器障壁が喪失するおそれ なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99- 01 Methodology for Development of Emergency Action Levels” を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものと する。 【解説】 運転モード1、2および3において、以下の状況になったとき。 (1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉 格納容器障壁が喪失するおそれ 「格納容器障壁が喪失するおそれ」とは、格納容器圧力が格納容 器スプレイ作動の設定値を超過し、更に10分以上継続して圧 力が上昇している場合をいう。	<p>高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により適用号機区別 が不要となったため削除。</p> <p>高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により旧基準炉 EAL の表が不要となり削除したた め、表番号を修正。</p>
区分	閉じ込める																			
事象番号	GE 42																			
原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	<2つの障壁の喪失および1つの障壁の喪失または喪失のおそれ > 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合にお いて、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。																			
原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準 【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格 納容器障壁が喪失するおそれ なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99- 01 Methodology for Development of Emergency Action Levels” を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものと する。 【解説】 運転モード1、2および3において、以下の状況になったとき。 (1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉 格納容器障壁が喪失するおそれ 「格納容器障壁が喪失するおそれ」とは、格納容器圧力が格納容 器スプレイ作動の設定値を超過し、更に10分以上継続して圧 力が上昇している場合をいう。																			
1,3,4号機	2号機*																			
区分	閉じ込める																			
事象番号	GE 42																			
原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	<2つの障壁の喪失および1つの障壁の喪失または喪失のおそれ > 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合にお いて、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。																			
原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準 【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格 納容器障壁が喪失するおそれ なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99- 01 Methodology for Development of Emergency Action Levels” を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものと する。 【解説】 運転モード1、2および3において、以下の状況になったとき。 (1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉 格納容器障壁が喪失するおそれ 「格納容器障壁が喪失するおそれ」とは、格納容器圧力が格納容 器スプレイ作動の設定値を超過し、更に10分以上継続して圧 力が上昇している場合をいう。																			

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

旧		新		説明
別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (29/39)	別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (27/37)			
区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	1, 3, 4号機 2号機※1
閉じ込める	AL	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象 ＜原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用＞ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、原子炉格納容器の破損及び炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 【解説】 (1) 運転モード1、2、3および4において適用する。 (2) 「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器内の格納容器内高レンジェリアモニタで $1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$ 未満である場合をいう。 (3) 「原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用」とは、「特重フィルタベント」の実施をいう ＜補足＞ 1、2号機の「特重フィルタベント」については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。	—
	SE	—	—	○
	GE	—	—	—
区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	1, 3, 4号機 2号機※1
閉じ込める	AL	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象 ＜原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用＞ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、原子炉格納容器の破損及び炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 【解説】 (1) 運転モード1、2、3および4において適用する。 (2) 「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器内の格納容器内高レンジェリアモニタで $1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$ 未満である場合をいう。 (3) 「原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用」とは、「特重フィルタベント」の実施をいう ＜補足＞ 1、2号機の「特重フィルタベント」については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。	—
	SE	—	—	—
	GE	—	—	—
				高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。
				高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により旧基準炉EALの表が不要となり削除したため、表番号を修正。





高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

旧		新		説明																		
別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (32/39)	別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (30/37)																					
<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>1, 3, 4号機</td> <td>2号機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事象番号</td> <td>AL 52</td> <td>SE 52</td> <td>GE</td> </tr> <tr> <td>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</td> <td colspan="3">                     原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説  <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b>                      原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。  <b>【解説】</b>                      すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。                      (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。                      (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。  <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b>                      原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。                      なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。  <b>【解説】</b>                      すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。                      (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。                      (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。                 </td> </tr> </table>	区分	1, 3, 4号機	2号機		事象番号	AL 52	SE 52	GE	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b> 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。 <b>【解説】</b> すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。 (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。 <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b> 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。 <b>【解説】</b> すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。 (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。			<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>AL 52</td> <td>SE 52</td> <td>GE</td> </tr> <tr> <td>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</td> <td colspan="3">                     原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説  <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b>                      原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。  <b>【解説】</b>                      すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。                      (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。                      (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。  <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b>                      原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。                      なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。  <b>【解説】</b>                      すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。                      (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。                      (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。                 </td> </tr> </table>	区分	AL 52	SE 52	GE	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b> 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。 <b>【解説】</b> すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。 (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。 <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b> 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。 <b>【解説】</b> すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。 (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。			高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。
区分	1, 3, 4号機	2号機																				
事象番号	AL 52	SE 52	GE																			
原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b> 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。 <b>【解説】</b> すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。 (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。 <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b> 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。 <b>【解説】</b> すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。 (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。																					
区分	AL 52	SE 52	GE																			
原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b> 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。 <b>【解説】</b> すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。 (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。 <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b> 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。 <b>【解説】</b> すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。 (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。																					
<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>AL 52</td> <td>SE 52</td> <td>GE</td> </tr> <tr> <td>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</td> <td colspan="3">                     原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説  <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b>                      原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。  <b>【解説】</b>                      すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。                      (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。                      (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。  <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b>                      原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。                      なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。  <b>【解説】</b>                      すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。                      (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。                      (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。                 </td> </tr> </table>	区分	AL 52	SE 52	GE	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b> 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。 <b>【解説】</b> すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。 (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。 <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b> 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。 <b>【解説】</b> すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。 (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。			<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>AL 52</td> <td>SE 52</td> <td>GE</td> </tr> <tr> <td>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</td> <td colspan="3">                     原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説  <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b>                      原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。  <b>【解説】</b>                      すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。                      (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。                      (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。  <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b>                      原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。                      なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。  <b>【解説】</b>                      すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。                      (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。                      (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。                 </td> </tr> </table>	区分	AL 52	SE 52	GE	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b> 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。 <b>【解説】</b> すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。 (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。 <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b> 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。 <b>【解説】</b> すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。 (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。			高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により旧基準炉 EAL の表が不要となり削除したため、表番号を修正。				
区分	AL 52	SE 52	GE																			
原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b> 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。 <b>【解説】</b> すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。 (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。 <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b> 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。 <b>【解説】</b> すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。 (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。																					
区分	AL 52	SE 52	GE																			
原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b> 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。 <b>【解説】</b> すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。 (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。 <b>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</b> 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。 <b>【解説】</b> すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。 (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。																					

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

旧	新	説明										
<p>別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (33/39)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">AL</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">53</td> <td style="width: 55%;"> <p>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象                      &lt;重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ&gt;                      重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事象番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説                      【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      原子力施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。                      なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。                      【解説】                      すべての運転モードおよび運転モード外において、重要区域における火災<sup>注1</sup>または溢水<sup>注2</sup>により、原子力事業者防災業務計画別表3-1-2-3に定める「安全上重要な構築物、系統または機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち使用できる系統が1系統のみとなったとき。                      なお、原子力事業者防災業務計画別表3-1-2-3に定める「安全上重要な構築物、系統または機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。                      注1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。                      注2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損等による漏水または消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。</p> </td> </tr> </table>	区分	AL	53	<p>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象                      &lt;重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ&gt;                      重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p>	事象番号				<p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説                      【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      原子力施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。                      なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。                      【解説】                      すべての運転モードおよび運転モード外において、重要区域における火災<sup>注1</sup>または溢水<sup>注2</sup>により、原子力事業者防災業務計画別表3-1-2-3に定める「安全上重要な構築物、系統または機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち使用できる系統が1系統のみとなったとき。                      なお、原子力事業者防災業務計画別表3-1-2-3に定める「安全上重要な構築物、系統または機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。                      注1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。                      注2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損等による漏水または消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。</p>			
区分	AL	53	<p>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象                      &lt;重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ&gt;                      重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p>									
事象番号												
<p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説                      【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      原子力施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。                      なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。                      【解説】                      すべての運転モードおよび運転モード外において、重要区域における火災<sup>注1</sup>または溢水<sup>注2</sup>により、原子力事業者防災業務計画別表3-1-2-3に定める「安全上重要な構築物、系統または機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち使用できる系統が1系統のみとなったとき。                      なお、原子力事業者防災業務計画別表3-1-2-3に定める「安全上重要な構築物、系統または機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。                      注1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。                      注2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損等による漏水または消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。</p>												
1, 3, 4号機 2号機 <sup>※1</sup>												

 別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (31/37)   |  |    |    |   | |--|----|----|---| | 区分   | AL | 53 | <p>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象<br/>                     &lt;重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ&gt;<br/>                     重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> | | 事象番号   |    |    |   | | <p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説<br/>                     【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】<br/>                     原子力施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。<br/>                     なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。<br/>                     【解説】<br/>                     すべての運転モードおよび運転モード外において、重要区域における火災<sup>注1</sup>または溢水<sup>注2</sup>により、原子力事業者防災業務計画別表3-1-2-3に定める「安全上重要な構築物、系統または機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち使用できる系統が1系統のみとなったとき。<br/>                     なお、原子力事業者防災業務計画別表3-1-2-3に定める「安全上重要な構築物、系統または機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。<br/>                     注1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。<br/>                     注2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損等による漏水または消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。</p> |    |    |   | | 高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。  高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により旧基準炉EALの表が不要となり削除したため、表番号を修正。 |

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

旧		新		説明
別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (34/39)	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象 <火災・溢水による安全機能の一部喪失> 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (32/37)	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象 <火災・溢水による安全機能の一部喪失> 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。
区分	SE	SE	SE	
事象番号	53	53	53	
原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象 <火災・溢水による安全機能の一部喪失> 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象 <火災・溢水による安全機能の一部喪失> 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象 <火災・溢水による安全機能の一部喪失> 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	
原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合は、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。 【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、火災 <sup>注1</sup> または溢水 <sup>注2</sup> が発生し、以下のいずれかとなったとき。 ① 原子力事業者防災業務計画別表3-1-2-3に定める安全機器本体または動力ケーブル等の焼損・水没等により、その機能が喪失し、同一の機能を有する全ての系統が使用できなくなったとき。 ② 原子力事業者防災業務計画別表3-1-2-3に定める安全機器等のサポート設備が故障し安全機器等の機能喪失の蓋然性が高いと判断したとき。 なお、原子力事業者防災業務計画別表3-1-2-3に定める「安全上重要な構築物、系統または機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。 注1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 注2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損等による漏水または消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合は、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。 【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、火災 <sup>注1</sup> または溢水 <sup>注2</sup> が発生し、以下のいずれかとなったとき。 ① 原子力事業者防災業務計画別表3-1-2-3に定める安全機器本体または動力ケーブル等の焼損・水没等により、その機能が喪失し、同一の機能を有する全ての系統が使用できなくなったとき。 ② 原子力事業者防災業務計画別表3-1-2-3に定める安全機器等のサポート設備が故障し安全機器等の機能喪失の蓋然性が高いと判断したとき。 なお、原子力事業者防災業務計画別表3-1-2-3に定める「安全上重要な構築物、系統または機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。 注1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 注2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損等による漏水または消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。	1, 3, 4 号機 2 号機 <sup>※1</sup>	1, 3, 4 号機 2 号機 <sup>※1</sup>

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (35/39)

旧		新		説明
区分	AL	AL	AL	
事象番号	55	55	55	
原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	<p>&lt;防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生&gt;                      その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>&lt;防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生&gt;                      その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>&lt;防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生&gt;                      その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	
原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】                      すべての運転モードおよび運転モード外において、破壊防衛行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質または放射線の影響範囲が敷地内にとどまると予想され、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。</p> <p>【解説】                      すべての運転モードおよび運転モード外において、破壊防衛行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質または放射線の影響範囲が敷地外に及ぶと予想され、原子力事業所周辺の住民の避難等を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。</p> <p>【解説】                      すべての運転モードおよび運転モード外において、破壊防衛行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質または放射線の影響範囲が敷地外に及ぶと予想され、原子力事業所周辺の住民の避難等を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。</p>	<p>1, 3, 4号機 2号機</p>

別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (33/37)

旧		新		説明
区分	AL	AL	AL	
事象番号	55	55	55	
原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	<p>&lt;防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生&gt;                      その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>&lt;防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生&gt;                      その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>&lt;住民の避難を開始する必要がある事象発生&gt;                      その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	
原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。</p> <p>【解説】                      すべての運転モードおよび運転モード外において、破壊防衛行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質または放射線の影響範囲が敷地内にとどまると予想され、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。</p> <p>【解説】                      すべての運転モードおよび運転モード外において、破壊防衛行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質または放射線の影響範囲が敷地外に及ぶと予想され、原子力事業所周辺の住民の避難等を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】                      放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。</p> <p>【解説】                      すべての運転モードおよび運転モード外において、破壊防衛行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質または放射線の影響範囲が敷地外に及ぶと予想され、原子力事業所周辺の住民の避難等を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。</p>	<p>高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。</p> <p>高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により旧基準炉 EAL の表が不要となり削除したため、表番号を修正。</p>

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (36/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	1, 3, 4号機	2号機 <sup>※1</sup>
その他	AL	<震度6弱以上の地震発生> 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 — 【解説】 「当該原子力事業所所在市町村」とは高浜町をいう。 (注) 原子力事業者からの連絡は不要。 【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —	○	○
	AL	<大津波警報発表> 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 — 【解説】 「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、福井県をいう。 (注) 原子力事業者からの連絡は不要。 【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —	○	○
	AL	<設計基準を超える外部事象発生> 当該原子力施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 — 【解説】 新基準炉において、地震、津波を除く自然現象が発生し、発電所設備に影響を及ぼすおそれがある場合。 (注) 旧基準炉は除く。 【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —	○	—
	AL	<原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合> その他原子力施設以外に起因する事象が原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 — 【解説】 原子力施設以外に起因する事象が原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者および関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。 【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —	○	○
	AL	<原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める原子力施設の重要な故障等発生> 原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 — 【解説】 原子力施設の重要な故障等について、原子力事業者および関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。 【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —	○	○
	AL	<原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める原子力施設の重要な故障等発生> 原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 — 【解説】 原子力施設の重要な故障等について、原子力事業者および関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。 【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —	○	○

別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (34/37)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	1, 3, 4号機	2号機 <sup>※1</sup>
その他	AL	<震度6弱以上の地震発生> 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 — 【解説】 「当該原子力事業所所在市町村」とは高浜町をいう。 (注) 原子力事業者からの連絡は不要。 【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —	○	○
	AL	<大津波警報発表> 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 — 【解説】 「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、福井県をいう。 (注) 原子力事業者からの連絡は不要。 【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —	○	○
	AL	<設計基準を超える外部事象発生> 当該原子力施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 — 【解説】 新基準炉において、地震、津波を除く自然現象が発生し、発電所設備に影響を及ぼすおそれがある場合。 (注) 旧基準炉は除く。 【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —	○	—
	AL	<原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合> その他原子力施設以外に起因する事象が原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 — 【解説】 原子力施設以外に起因する事象が原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者および関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。 【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —	○	○
	AL	<原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める原子力施設の重要な故障等発生> 原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 — 【解説】 原子力施設の重要な故障等について、原子力事業者および関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。 【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —	○	○
	AL	<原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める原子力施設の重要な故障等発生> 原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 — 【解説】 原子力施設の重要な故障等について、原子力事業者および関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。 【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —	○	○

高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。

高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により旧基準炉 EAL の表が不要となり削除したため、表番号を修正。

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (37/39)

旧	新	説明										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="240 1759 1038 1812">区分</td> <td data-bbox="240 1650 1038 1759">事業番号 XSE61</td> <td data-bbox="240 1094 1038 1650"> <p>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</p> <p>&lt;事業所外運搬での放射線量率の上昇&gt; 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が外運搬通報命令第2条で定めるところにより検出されたとき。 なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p> <p>&lt;事業所外運搬での放射線量率の異常上昇&gt; 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり10ミリシーベルト以上の放射線量が外運搬通報命令第2条で定めるところにより検出されたとき。 なお、上記の測定が困難である場合にあつて、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p> </td> <td data-bbox="240 558 1038 1094"> <p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等</p> <p>【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 (1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100<math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量が検出された場合。 (2) 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記(1)の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>○計測器等 (1) ガンマ線測定用サーベイメータ</p> <p>(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 (1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出されたこと。場合。 (2) 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記(1)の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>○計測器等 (1) ガンマ線測定用サーベイメータ</p> <p>(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。</p> </td> <td data-bbox="240 331 1038 558"> <p>1, 3, 4号機</p> <p>2号機<sup>※1</sup></p> </td> </tr> </table>	区分	事業番号 XSE61	<p>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</p> <p>&lt;事業所外運搬での放射線量率の上昇&gt; 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が外運搬通報命令第2条で定めるところにより検出されたとき。 なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p> <p>&lt;事業所外運搬での放射線量率の異常上昇&gt; 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり10ミリシーベルト以上の放射線量が外運搬通報命令第2条で定めるところにより検出されたとき。 なお、上記の測定が困難である場合にあつて、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等</p> <p>【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 (1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100<math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量が検出された場合。 (2) 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記(1)の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>○計測器等 (1) ガンマ線測定用サーベイメータ</p> <p>(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 (1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出されたこと。場合。 (2) 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記(1)の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>○計測器等 (1) ガンマ線測定用サーベイメータ</p> <p>(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。</p>	<p>1, 3, 4号機</p> <p>2号機<sup>※1</sup></p>	<p>別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (35/37)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1418 1759 2217 1812">区分</td> <td data-bbox="1418 1650 2217 1759">事業番号 XSE61</td> <td data-bbox="1418 1094 2217 1650"> <p>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</p> <p>&lt;事業所外運搬での放射線量率の上昇&gt; 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が外運搬通報命令第2条で定めるところにより検出されたとき。 なお、上記の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p> <p>&lt;事業所外運搬での放射線量率の異常上昇&gt; 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり10ミリシーベルト以上の放射線量が外運搬通報命令第2条で定めるところにより検出されたとき。 なお、上記の測定が困難である場合にあつて、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p> </td> <td data-bbox="1418 558 2217 1094"> <p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等</p> <p>【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 (1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100<math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量が検出された場合。 (2) 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記(1)の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>○計測器等 (1) ガンマ線測定用サーベイメータ</p> <p>(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 (1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出されたこと。場合。 (2) 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記(1)の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>○計測器等 (1) ガンマ線測定用サーベイメータ</p> <p>(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。</p> </td> <td data-bbox="1418 331 2217 558"> <p>1, 3, 4号機</p> <p>2号機<sup>※1</sup></p> </td> </tr> </table>	区分	事業番号 XSE61	<p>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</p> <p>&lt;事業所外運搬での放射線量率の上昇&gt; 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が外運搬通報命令第2条で定めるところにより検出されたとき。 なお、上記の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p> <p>&lt;事業所外運搬での放射線量率の異常上昇&gt; 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり10ミリシーベルト以上の放射線量が外運搬通報命令第2条で定めるところにより検出されたとき。 なお、上記の測定が困難である場合にあつて、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等</p> <p>【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 (1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100<math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量が検出された場合。 (2) 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記(1)の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>○計測器等 (1) ガンマ線測定用サーベイメータ</p> <p>(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 (1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出されたこと。場合。 (2) 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記(1)の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>○計測器等 (1) ガンマ線測定用サーベイメータ</p> <p>(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。</p>	<p>1, 3, 4号機</p> <p>2号機<sup>※1</sup></p>	<p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。</p> <p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により旧基準炉EALの表が不要となり削除したため、表番号を修正。</p>
区分	事業番号 XSE61	<p>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</p> <p>&lt;事業所外運搬での放射線量率の上昇&gt; 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が外運搬通報命令第2条で定めるところにより検出されたとき。 なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p> <p>&lt;事業所外運搬での放射線量率の異常上昇&gt; 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり10ミリシーベルト以上の放射線量が外運搬通報命令第2条で定めるところにより検出されたとき。 なお、上記の測定が困難である場合にあつて、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等</p> <p>【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 (1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100<math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量が検出された場合。 (2) 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記(1)の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>○計測器等 (1) ガンマ線測定用サーベイメータ</p> <p>(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 (1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出されたこと。場合。 (2) 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記(1)の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>○計測器等 (1) ガンマ線測定用サーベイメータ</p> <p>(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。</p>	<p>1, 3, 4号機</p> <p>2号機<sup>※1</sup></p>								
区分	事業番号 XSE61	<p>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</p> <p>&lt;事業所外運搬での放射線量率の上昇&gt; 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が外運搬通報命令第2条で定めるところにより検出されたとき。 なお、上記の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p> <p>&lt;事業所外運搬での放射線量率の異常上昇&gt; 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり10ミリシーベルト以上の放射線量が外運搬通報命令第2条で定めるところにより検出されたとき。 なお、上記の測定が困難である場合にあつて、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等</p> <p>【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 (1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100<math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量が検出された場合。 (2) 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記(1)の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>○計測器等 (1) ガンマ線測定用サーベイメータ</p> <p>(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 (1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出されたこと。場合。 (2) 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記(1)の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>○計測器等 (1) ガンマ線測定用サーベイメータ</p> <p>(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。</p>	<p>1, 3, 4号機</p> <p>2号機<sup>※1</sup></p>								

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

旧		新		説明			
別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (38/39)	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>1, 3, 4号機</td> <td>2号機※1</td> </tr> </table>	区分	1, 3, 4号機	2号機※1	別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (36/37)		<p>高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により適用号機区別が不要となったため削除。</p> <p>高浜2号機への新基準炉 EAL 区分適用により旧基準炉 EAL の表が不要となり削除したため、表番号を修正。</p>
区分	1, 3, 4号機	2号機※1					
原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	<p>＜事業所外運搬での放射性物質の漏えい＞                      火災爆発等により外運搬通報命令第3条に定める事業所外運搬の場合にあっては、放射性物質の漏えいが発生するか、又は漏えいの蓋然性が高いとき。(L型、IP-1型を除く。)</p>	<p>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</p> <p>＜事業所外運搬での放射性物質の漏えい＞                      火災爆発等により外運搬通報命令第4条に定める事業所外運搬の場合にあっては、放射性物質の漏えいが発生するか、又は漏えいの蓋然性が高いとき。</p>	<p>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</p> <p>＜事業所外運搬での放射性物質の漏えい＞                      火災爆発等により外運搬通報命令第3条に定める事業所外運搬の場合にあっては、放射性物質の漏えいが発生するか、又は漏えいの蓋然性が高いとき。(L型、IP-1型を除く。)</p>				
事象番号	XSE62	XGE62	XSE62				
事業所外運搬	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>【解説】                      事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。                      (1) 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること。                      (2) 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>○計測器等                      (1) 表面汚染密度測定用サーベイメータ</p> <p>(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>【解説】                      事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。                      (1) 事業所外運搬に使用する容器から「外運搬通報命令」第4条に定める量の放射性物質が漏えいすること。                      (2) 事業所外運搬に使用する容器から「外運搬通報命令」第4条に定める量の放射性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>○計測器等                      (1) 表面汚染密度測定用サーベイメータ</p> <p>(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>【解説】                      事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。                      (1) 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること。                      (2) 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>○計測器等                      (1) 表面汚染密度測定用サーベイメータ</p> <p>(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>【解説】                      事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。                      (1) 事業所外運搬に使用する容器から「外運搬通報命令」第4条に定める量の放射性物質が漏えいすること。                      (2) 事業所外運搬に使用する容器から「外運搬通報命令」第4条に定める量の放射性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>○計測器等                      (1) 表面汚染密度測定用サーベイメータ</p> <p>(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。</p>					
※1: 規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉に燃料体を挿入する検査完了時点)以降に、「1, 3, 4号機」と同じ区分を適用する。		※1: 規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉に燃料体を挿入する検査完了時点)以降に、「1, 3, 4号機」と同じ区分を適用する。					

高浜発電所原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

旧	新	説明
<p>別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (39/39)</p> <p>○本基準の運用に関する基本的な考え方            (1) 警戒事態 (AL) にかかると原子力施設の異常事象の発生またはその恐れに係る原子力施設の指標等については、原子力災害対策指針により特に定められた場合を除き、災害防止上支障のないものとして認可を受けた原子炉施設保安規定で設定される指標 (運転上の制限値) を明らかに超えたものに設定する。            (2) 管理された状態で実施する作業、試験等において、計画的にEALに該当する状態とした場合は、当該EALには該当しないものとする。            (3) EAL事象の通報等を行った後、EAL判断事象の分類 (AL、SE、GE) について非該当と判断すれば、原災法第25条に基づく応急措置の概要報告にて、その旨を関係機関に連絡する。</p> <p>○本別表における原災法、政令、通報事象等規則、命令および外運搬命令とは次のとおり。            原災法 : 原子力災害対策特別措置法 (平成11年法律第156号)            政令 : 原子力災害対策特別措置法施行令 (平成12年政令第195号)            指針 : 原子力災害対策指針 (令和3年7月21日一部改正)            通報事象等規則 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則 (平成24年文部科学省・経済産業省令第2号)            命令 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令 (平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)            外運搬通報命令 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令 (平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号)</p>	<p>別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (37/37)</p> <p>○本基準の運用に関する基本的な考え方            (1) 警戒事態 (AL) にかかると原子力施設の異常事象の発生またはその恐れに係る原子力施設の指標等については、原子力災害対策指針により特に定められた場合を除き、災害防止上支障のないものとして認可を受けた原子炉施設保安規定で設定される指標 (運転上の制限値) を明らかに超えたものに設定する。            (2) 管理された状態で実施する作業、試験等において、計画的にEALに該当する状態とした場合は、当該EALには該当しないものとする。            (3) EAL事象の通報等を行った後、EAL判断事象の分類 (AL、SE、GE) について非該当と判断すれば、原災法第25条に基づく応急措置の概要報告にて、その旨を関係機関に連絡する。</p> <p>○本別表における原災法、政令、通報事象等規則、命令および外運搬命令とは次のとおり。            原災法 : 原子力災害対策特別措置法 (平成11年法律第156号)            政令 : 原子力災害対策特別措置法施行令 (平成12年政令第195号)            指針 : 原子力災害対策指針 (令和3年7月21日一部改正)            通報事象等規則 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則 (平成24年文部科学省・経済産業省令第2号)            命令 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令 (平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)            外運搬通報命令 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令 (平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号)</p>	<p>高浜2号機への新基準炉EAL区分適用により旧基準炉EALの表が不要となり削除したため、表番号を修正。</p>